

半 期 報 告 書

(第 3 期中) 自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 19 年 9 月 30 日

株式会社三菱東京 U F J 銀行

第3期中(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社三菱東京UFJ銀行

目 次

	頁
第3期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	37
3 【対処すべき課題】	37
4 【経営上の重要な契約等】	38
5 【研究開発活動】	42
第3 【設備の状況】	43
1 【主要な設備の状況】	43
2 【設備の新設、除却等の計画】	44
第4 【提出会社の状況】	45
1 【株式等の状況】	45
(1) 【株式の総数等】	45
(2) 【新株予約権等の状況】	54
(3) 【ライツプランの内容】	54
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	54
(5) 【大株主の状況】	55
(6) 【議決権の状況】	56
2 【株価の推移】	56
3 【役員の状況】	56
第5 【経理の状況】	57
1 【中間連結財務諸表等】	58
(1) 【中間連結財務諸表】	58
【中間連結貸借対照表】	58
【中間連結損益計算書】	61
【中間連結株主資本等変動計算書】	62
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	65
(2) 【その他】	132
2 【中間財務諸表等】	133
(1) 【中間財務諸表】	133
【中間貸借対照表】	133
【中間損益計算書】	136
【中間株主資本等変動計算書】	137
(2) 【その他】	163
第6 【提出会社の参考情報】	164
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	166
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月27日

【中間会計期間】 第3期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱東京UFJ銀行

【英訳名】 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 畔 柳 信 雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 今 岡 直 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 今 岡 直 樹

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,121,705	2,275,152	2,555,737	2,931,816	4,879,528
連結経常利益	百万円	299,790	534,884	325,618	687,515	1,178,478
連結中間純利益	百万円	228,506	431,149	164,140	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	484,147	744,484
連結純資産額	百万円	4,013,422	8,461,140	8,694,532	6,774,059	8,890,555
連結総資産額	百万円	91,386,844	154,723,925	153,277,751	160,772,959	155,863,048
1株当たり純資産額	円	737.21	640.23	663.99	608.36	678.60
1株当たり中間純利益	円	44.55	43.55	15.64	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	77.02	73.40
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	41.60	15.61	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	75.10	71.66
自己資本比率	%	—	4.44	4.64	—	4.66
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.17	12.15	12.52	12.48	12.83
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,283,698	△4,542,280	△3,891,467	△4,595,900	△4,963,523
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,362,669	1,888,399	4,223,212	561,152	2,422,088
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	92,156	△78,772	△66,249	2,408	△347,870
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	5,097,754	2,674,955	2,813,884	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	5,413,714	2,526,701
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	32,953	60,620	61,993 [6,843]	60,406	60,085 [5,940]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、平成17年度中間連結会計期間は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 4 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 当行は、平成18年1月1日に株式会社UFJ銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京UFJ銀行に変更しました。このため、平成17年度中間連結会計期間までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、平成17年度については、平成17年12月31日までは株式会社東京三菱銀行、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京UFJ銀行からなる計数を記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第10期中 平成17年9月	第2期中 平成18年9月	第3期中 平成19年9月	第1期 平成18年3月	第2期 平成19年3月
経常収益	百万円	826,512	1,694,948	1,941,878	2,217,015	3,651,533
経常利益	百万円	234,966	358,350	272,183	562,892	834,549
中間純利益	百万円	208,172	422,912	188,069	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	450,799	669,298
資本金	百万円	996,973	996,973	996,973	996,973	996,973
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		5,100,869	10,257,961	10,257,961	9,822,054	10,257,961
		第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式
		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式
		27,000	27,000	27,000	27,000	
		第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式
		79,700	79,700	79,700	79,700	79,700
		第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式
		150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
純資産額	百万円	3,834,463	6,733,100	6,890,670	6,605,581	7,021,917
総資産額	百万円	83,919,107	140,550,683	137,208,731	147,091,292	140,613,892
預金残高	百万円	53,902,462	98,174,273	99,029,905	101,092,544	100,276,681
貸出金残高	百万円	35,413,450	69,538,871	68,759,103	69,587,196	68,194,957
有価証券残高	百万円	24,754,165	40,272,163	35,946,417	42,159,651	40,705,727
1株当たり純資産額	円	702.12	626.52	641.88	591.25	654.67
1株当たり配当額	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		124.89	30.96	28.83	137.45	46.32
		第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式
		30.00	30.00	30.00	60.00	60.00
		第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式
		7.95	7.95	15.90	15.90	
		第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式
		—	—	—	18.60	—
		第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式
		—	—	—	19.40	—
1株当たり中間純利益	円	40.53	42.71	18.02	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	71.66	66.02
自己資本比率	%	—	4.79	5.02	—	4.99
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.47	12.91	13.01	13.28	13.21
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	18,014	34,029	33,528 [3,416]	33,533	33,059

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 第1期の1株当たり配当額については、株式会社東京三菱銀行の第10期中間配当における1株当たりの配当額と株式会社三菱東京UFJ銀行の第1期期末配当における1株当たりの配当額の合計金額を記載しております。
- 3 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第2期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、第2期中から繰延ヘッジ損益を含めて算出してしております。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
- 6 単体自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は国際統一基準を採用しております。
なお、第2期中以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。
- 7 当行は、平成18年1月1日に株式会社UFJ銀行と合併し、商号を株式会社三菱東京UFJ銀行に変更しました。このため第10期中までは株式会社東京三菱銀行の計数を記載しており、第1期については、平成17年12月31日までが株式会社東京三菱銀行(第10期)、平成18年1月1日以降は株式会社三菱東京UFJ銀行からなる計数を記載しております。

2 【事業の内容】

当行グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当行、子会社社174社（うち連結子会社174社）及び関連会社50社（うち持分法適用関連会社49社、持分法非適用関連会社1社）で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、その他（リース業務、証券業務、その他）の金融サービスに係る事業を営んでおります。

当中間連結会計期間における主要な関係会社の異動は以下の通りであります。

(1) 銀行業

①グローバルカストディ業務や投信受託管理等の資産管理業務を営むBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S. A. は、平成19年4月2日付の三菱UFJ信託銀行株式会社の出資により、当行が有する同社の議決権比率は30%となり、当行の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。また、Mitsubishi UFJ Global Custody S. A. に商号変更しております。

②商業銀行業務等を行うBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(China), Ltd. を平成19年6月28日に設立し、連結子会社といたしました。

③リース業務を営むダイヤモンドリース株式会社（持分法適用関連会社）とUFJセントラルリース株式会社（持分法適用関連会社）は、平成19年4月1日に合併し、同日付で三菱UFJリース株式会社（持分法適用関連会社）に商号変更いたしました。

(2) クレジットカード業

①UFJニコス株式会社（連結子会社）と株式会社ディーシーカード（連結子会社）は平成19年4月1日に合併し、同日付で三菱UFJニコス株式会社（連結子会社）に商号変更いたしました。

3 【関係会社の状況】

(1) 除外

該当ありません。

(2) 新規

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

平成19年9月30日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(China), Ltd.	中華人民 共和国 上海市	百万 人民元 6,500	商業銀行 業	100.00	4	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 コルレス 関係 保証取引 関係 業務委託 関係	—	—

(注) 上記関係会社は、特定子会社に該当します。

(3) その他

当中間連結会計期間において、当行の連結子会社から持分法適用関連会社に変更となった会社は次のとおりであります。

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.

Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(Luxembourg)S.A.は、平成19年4月2日付の三菱UFJ信託銀行株式会社の出資により当行が有する同社の議決権比率は30%となりました。なお、同日付でMitsubishi UFJ Global Custody S.A.に商号変更しております。

また、UFJニコス株式会社(連結子会社)と株式会社ディーシーカード(連結子会社)は、平成19年4月1日に合併し、三菱UFJニコス株式会社(連結子会社)に、ダイヤモンドリース株式会社(持分法適用関連会社)とUFJセントラルリース株式会社(持分法適用関連会社)は、平成19年4月1日に合併し、三菱UFJリース株式会社(持分法適用関連会社)に、それぞれ商号変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	クレジットカード業	その他	合計
従業員数(人)	54,153 [5,385]	6,655 [1,379]	1,185 [79]	61,993 [6,843]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託4,566人、臨時従業員7,460人および派遣社員24,580人を含んでおりません。
- 2 臨時従業員には契約社員他を含み、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。なお、派遣社員の平均人員は25,477人であります。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	33,528 [3,416]
---------	-------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託1,950人、臨時従業員3,952人および派遣社員14,830人を含んでおりません。
- 2 臨時従業員には契約社員他を含み、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 従業員数には、執行役員73人(うち、取締役兼務の執行役員13人)を含んでおりません。
- 4 当行の従業員組合は、三菱東京UFJ銀行従業員組合と称し、組合員数は25,493人であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間連結会計期間の金融経済環境ですが、海外経済は、米国経済が住宅市場の調整から不透明感を強めたものの、欧州経済が堅調であったほか、中国経済など新興国が高成長を続けるなど、全体としては底堅く推移しました。この間、わが国経済は、個人消費が賃金の低迷等を背景に伸び悩みましたが、輸出が増加を続けたほか、企業業績が堅調に推移するなか設備投資が増加傾向を辿り、緩やかな景気拡大が続きしました。また、消費者物価は小幅ながらマイナスで推移しました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国ではサブプライム問題への対処として9月に4.75%へ0.5%引き下げられ、ユーロ圏でも4.0%まで引き上げられた後は据え置かれました。わが国では、日銀が政策金利を0.5%に維持しましたが、信用不安を背景に短期市場金利には幾分上昇圧力が掛かりました。また、長期市場金利は夏場にかけていったん上昇しましたが、その後は振れを伴いながら低下傾向を辿りました。一方、円対ドル相場は、サブプライム問題をきっかけとした米国経済の先行き不透明感を背景に円高が進みました。

こうした状況下、当行は、お客さまをはじめとする関係者の皆さまのご期待・ご信頼にお応えしていくために、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、MUFJG)、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社をはじめとするMUFJGグループ各社と協力して、“Quality for You”というMUFJGグループ共通の皆さまへのメッセージの下、「お客さま本位」と「質の充実」を追求してまいりました。主な成果は以下のとおりです。

まず、MUFJGグループとしてリテール・法人・受託財産を主要3事業と位置付け、それぞれの事業分野毎に設置した連結事業本部の下で、銀行・信託・証券を融合した先進的なビジネスモデルを開発・展開し、収益構造の強化を図ってまいりました。

その結果、リテール分野では、円預金や運用商品などを含めた総預り資産残高が着実に増加したほか、法人分野ではアセットファイナンス業務やアジアビジネスなど、受託財産分野では投信関連ビジネスなどで実績を積み上げることができました。

また、平成17年10月1日のMUFJGグループ発足時に1兆4,000億円ありました公的資金につきましては、「無理なく早期に」との基本方針の下で順次返済を進め、平成18年6月9日、MUFJG株式の公募売り出しの実施により全額返済いたしました。

このほか、「質の充実」をたゆまず追求し、CSR(企業の社会的責任)重視の経営を実践すべく、「お客さまの声ハガキ」等でお寄せいただいたご意見をもとに、お客さまの利便性向上の取り組みとして、コンビニエンスストアに設置してあるATMの現金引き出し手数料の一部無料化を実施いたしましたほか、店頭でのお待ち時間短縮に向けた改善策に積極的に取り組むなど、お客さまのご満足度向上に向けた努力を重ねてまいりました。また、金融面から環境保全に貢献するために環境融資の推進に注力いたしましたほか、各種の社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

さらに、内部管理態勢・コンプライアンス態勢面では、リテール拠点に244名、法人拠点にも35名の内部管理専担者を新たに配置いたしましたほか、海外拠点においても内部管理専担者を100名増員するなど、利用者保護・消費者重視の流れを踏まえた態勢整備を進めてまいりました。

一方で、当行は、平成18年12月19日、米国監督当局より、米国におけるマネー・ローンダリング防止対応に関して業務改善命令を受領いたしました。また、本邦では、平成19年2月15日、法人向け営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある先との不適切な取引を行っていた事案に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務の一部停止を伴う業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年3月16日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。さらに、平成19年6月11日、海外業務および投資信託販売業務等に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務改善命令)を受けました。お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑・ご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後は、業務改善計画の着実な履行等を通じて、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を図り、早期の信頼回復に全力で努めてまいりますので、何卒宜しく願い申し上げます。

このような経営環境の下、当中間連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

預金は、前年同期比1兆8,301億円増加して106兆5,133億円、譲渡性預金は、前年同期比2,958億円減少して4兆9,467億円、貸出金は前年同期比9,416億円増加して77兆2,795億円、有価証券は前年同期比4兆2,907億円減少して36兆1,986億円となりました。また、総資産は前年同期比1兆4,461億円減少して153兆2,777億円となりました。

損益につきましては、経常収益は前年同期比2,805億円増加して2兆5,557億円となり、経常費用は前年同期比4,898億円増加して2兆2,301億円となりました。以上の結果、経常利益は3,256億円、中間純利益は1,641億円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

1 銀行業

経常収益は前年同期比2,904億円増加して2兆2,589億円、経常利益は前年同期比971億円減少して3,714億円となりました。

2 クレジットカード業

経常収益は前年同期比120億円減少して2,249億円、経常利益は前年同期比1,134億円減少して537億円の経常損失となりました。

3 その他

経常収益は前年同期比113億円増加して1,039億円、経常利益は前年同期比1億円増加して29億円となりました。

また、所在地別のセグメントの業績は次のとおりであります。

1 日本

経常収益は前年同期比1,744億円増加して1兆8,784億円、経常利益は前年同期比2,228億円減少して2,016億円となりました。

2 北米

経常収益は前年同期比603億円増加して4,417億円、経常利益は前年同期比25億円減少して660億円となりました。

3 中南米

経常収益は前年同期比195億円増加して902億円、経常利益は前年同期比67億円増加して235億円となりました。

4 欧州・中近東

経常収益は前年同期比507億円増加して2,063億円、経常利益は前年同期比67億円増加して114億円となりました。

5 アジア・オセアニア

経常収益は前年同期比95億円増加して2,011億円、経常利益は前年同期比50億円減少して301億円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前年同期比6,508億円支出が減少して3兆8,914億円の支出となる一方、投資活動においては、前年同期比2兆3,348億円収入が増加して4兆2,232億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比125億円支出が減少して662億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の中間期末残高は、前年同期比1,389億円増加して2兆8,138億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は12.52%となりました。

(1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用収支・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は1兆3,728億円で前年同期比176億円の減益となりました。国内・海外の別では国内が1兆1,321億円で前年同期比254億円の減益、海外が3,118億円で前年同期比158億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	642,538	206,316	11,425	837,429
	当中間連結会計期間	662,295	223,741	18,360	867,676
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	954,461	578,046	89,096	1,443,411
	当中間連結会計期間	1,098,372	710,758	111,657	1,697,474
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	311,922	371,730	77,671	605,981
	当中間連結会計期間	436,077	487,017	93,296	829,798
役務取引等収支	前中間連結会計期間	372,726	68,828	46,734	394,820
	当中間連結会計期間	350,426	67,766	45,590	372,603
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	437,111	72,094	64,814	444,391
	当中間連結会計期間	416,887	73,595	61,793	428,689
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	64,385	3,265	18,079	49,571
	当中間連結会計期間	66,460	5,828	16,203	56,085
特定取引収支	前中間連結会計期間	58,739	4,067	1,530	61,276
	当中間連結会計期間	97,523	2,499	103	99,919
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	58,739	4,118	1,581	61,276
	当中間連結会計期間	98,356	3,051	1,487	99,919
うち特定取引費用	前中間連結会計期間		50	50	
	当中間連結会計期間	832	552	1,384	
その他業務収支	前中間連結会計期間	83,574	16,722	3,378	96,919
	当中間連結会計期間	21,903	17,793	7,085	32,611
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	151,228	24,425	8,572	167,080
	当中間連結会計期間	93,334	22,413	7,735	108,012
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	67,653	7,702	5,194	70,161
	当中間連結会計期間	71,430	4,619	649	75,400

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達 の状況

国内

国内における資金運用 / 調達の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比2兆5,577億円減少して109兆3,484億円となりました。利回りは0.30%上昇して2.00%となり、受取利息合計は1兆983億円で前年同期比1,439億円の増加となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比3兆4,399億円減少して109兆8,849億円となりました。利回りは0.24%上昇して0.79%となり、支払利息合計は4,360億円で前年同期比1,241億円の増加となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	111,906,217	954,461	1.70
	当中間連結会計期間	109,348,490	1,098,372	2.00
うち貸出金	前中間連結会計期間	63,349,942	592,868	1.86
	当中間連結会計期間	60,815,178	649,123	2.12
うち有価証券	前中間連結会計期間	39,954,560	249,907	1.24
	当中間連結会計期間	37,479,005	312,350	1.66
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	843,830	4,433	1.04
	当中間連結会計期間	402,699	2,633	1.30
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	27,309	6	0.04
	当中間連結会計期間	39,150	178	0.90
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	1,648,411	1,353	0.16
	当中間連結会計期間	2,403,015	7,004	0.58
うち預け金	前中間連結会計期間	2,405,744	36,765	3.04
	当中間連結会計期間	3,320,934	37,283	2.23
資金調達勘定	前中間連結会計期間	113,324,917	311,922	0.54
	当中間連結会計期間	109,884,926	436,077	0.79
うち預金	前中間連結会計期間	91,451,130	106,405	0.23
	当中間連結会計期間	90,919,964	182,754	0.40
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,347,414	3,043	0.13
	当中間連結会計期間	4,043,045	11,409	0.56
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	3,960,851	3,409	0.17
	当中間連結会計期間	1,831,698	6,528	0.71
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	3,028,515	41,083	2.70
	当中間連結会計期間	3,039,311	58,787	3.85
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	2,208,632	4,681	0.42
	当中間連結会計期間	3,049,114	9,357	0.61
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	249,215	332	0.26
	当中間連結会計期間	418,866	1,800	0.85
うち借入金	前中間連結会計期間	6,514,634	78,457	2.40
	当中間連結会計期間	6,290,304	94,367	2.99

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用してあります。

2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

海外

海外における資金運用 / 調達の様子は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比4兆503億円増加して27兆3,283億円となりました。利回りは0.23%上昇して5.18%となり、受取利息合計は7,107億円で前年同期比1,327億円の増加となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比1兆4,885億円増加して23兆4,174億円となりました。利回りは0.76%上昇して4.14%となり、支払利息合計は4,870億円で前年同期比1,152億円の増加となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	23,278,011	578,046	4.95
	当中間連結会計期間	27,328,379	710,758	5.18
うち貸出金	前中間連結会計期間	15,798,157	411,887	5.20
	当中間連結会計期間	19,135,709	513,964	5.35
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,703,117	38,148	4.46
	当中間連結会計期間	1,973,861	47,007	4.75
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	381,399	9,139	4.77
	当中間連結会計期間	363,049	8,387	4.60
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	220,359	6,062	5.48
	当中間連結会計期間	228,768	6,805	5.93
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	78,875	1,968	4.97
	当中間連結会計期間	75,119	1,900	5.04
うち預け金	前中間連結会計期間	4,376,190	89,315	4.07
	当中間連結会計期間	4,308,397	96,044	4.44
資金調達勘定	前中間連結会計期間	21,928,938	371,730	3.38
	当中間連結会計期間	23,417,498	487,017	4.14
うち預金	前中間連結会計期間	14,301,923	203,442	2.83
	当中間連結会計期間	13,927,606	251,488	3.60
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,335,721	33,761	5.04
	当中間連結会計期間	1,995,579	54,011	5.39
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	152,357	3,823	5.00
	当中間連結会計期間	589,362	13,354	4.51
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	135,466	3,273	4.81
	当中間連結会計期間	257,047	6,726	5.21
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	418,798	7,276	3.46
	当中間連結会計期間	98,108	2,477	5.03
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	248,162	5,680	4.56
	当中間連結会計期間	312,418	8,106	5.17
うち借入金	前中間連結会計期間	490,380	10,353	4.21
	当中間連結会計期間	601,154	14,404	4.77

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用してあります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	135,184,228	5,906,837	129,277,390	1,532,507	89,096	1,443,411	2.22
	当中間連結会計期間	136,676,870	7,428,025	129,248,844	1,809,131	111,657	1,697,474	2.61
うち貸出金	前中間連結会計期間	79,148,099	2,884,016	76,264,083	1,004,756	62,086	942,670	2.46
	当中間連結会計期間	79,950,887	3,875,257	76,075,630	1,163,088	75,739	1,087,348	2.85
うち有価証券	前中間連結会計期間	41,657,677	1,455,884	40,201,792	288,055	14,578	273,477	1.35
	当中間連結会計期間	39,452,866	1,499,954	37,952,911	359,358	19,712	339,646	1.78
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,225,229	46,189	1,179,039	13,572	1,132	12,440	2.10
	当中間連結会計期間	765,749	123,284	642,465	11,021	1,525	9,495	2.94
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	247,669		247,669	6,068		6,068	4.88
	当中間連結会計期間	267,919		267,919	6,984		6,984	5.19
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	1,727,286		1,727,286	3,321		3,321	0.38
	当中間連結会計期間	2,478,134		2,478,134	8,905		8,905	0.71
うち預け金	前中間連結会計期間	6,781,935	1,516,261	5,265,674	126,080	10,257	115,823	4.38
	当中間連結会計期間	7,629,332	1,850,361	5,778,971	133,327	14,169	119,158	4.11
資金調達勘定	前中間連結会計期間	135,253,855	5,225,966	130,027,889	683,652	77,671	605,981	0.92
	当中間連結会計期間	133,302,424	5,966,439	127,335,985	923,094	93,296	829,798	1.29
うち預金	前中間連結会計期間	105,753,053	896,411	104,856,641	309,848	10,509	299,339	0.56
	当中間連結会計期間	104,847,571	818,410	104,029,160	434,243	10,184	424,058	0.81
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	5,683,135	471,532	5,211,602	36,804	147	36,657	1.40
	当中間連結会計期間	6,038,625	607,000	5,431,625	65,420	1,587	63,833	2.34
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	4,113,208	23,239	4,089,969	7,233	768	6,464	0.31
	当中間連結会計期間	2,421,060	314,553	2,106,507	19,882	3,230	16,652	1.57
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	3,163,981		3,163,981	44,356		44,356	2.79
	当中間連結会計期間	3,296,358		3,296,358	65,514		65,514	3.96
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	2,627,430		2,627,430	11,957		11,957	0.90
	当中間連結会計期間	3,147,223		3,147,223	11,834		11,834	0.75
うちコマーシャル ・ペーパー	前中間連結会計期間	497,378	112,003	385,374	6,013	144	5,869	3.03
	当中間連結会計期間	731,285	106,885	624,400	9,907	8	9,898	3.16
うち借入金	前中間連結会計期間	7,005,014	3,675,701	3,329,313	88,811	62,707	26,103	1.56
	当中間連結会計期間	6,891,459	4,049,811	2,841,647	108,771	76,683	32,087	2.25

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が4,168億円で前年同期比202億円減収、役務取引等費用が664億円で前年同期比20億円増加した結果、役務取引等収支では前年同期比222億円減少して3,504億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が735億円で前年同期比15億円増収、役務取引等費用が58億円で前年同期比25億円増加した結果、役務取引等収支では前年同期比10億円減少して677億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、前年同期比222億円減少して3,726億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	437,111	72,094	64,814	444,391
	当中間連結会計期間	416,887	73,595	61,793	428,689
うち為替業務	前中間連結会計期間	83,094	4,924	47	87,971
	当中間連結会計期間	82,282	8,477	46	90,714
うちその他 商業銀行業務	前中間連結会計期間	119,653	55,906	5,338	170,221
	当中間連結会計期間	115,220	53,932	3,906	165,246
うち保証業務	前中間連結会計期間	62,582	4,725	13,308	53,999
	当中間連結会計期間	60,613	5,094	14,033	51,675
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	23,528	1,272	57	24,742
	当中間連結会計期間	16,779	1,610	21	18,368
役務取引等費用	前中間連結会計期間	64,385	3,265	18,079	49,571
	当中間連結会計期間	66,460	5,828	16,203	56,085
うち為替業務	前中間連結会計期間	17,603	331	1,071	16,863
	当中間連結会計期間	17,555	211	41	17,724

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務、信託関連業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の特定取引収益は983億円で前年同期比396億円増収、特定取引費用は8億円で前年同期比8億円増加した結果、特定取引収支では前年同期比387億円増加して975億円となりました。海外の特定取引収益は30億円で前年同期比10億円減収、特定取引費用は5億円で前年同期比5億円増加した結果、特定取引収支では前年同期比15億円減少して24億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年同期比386億円増加して999億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	58,739	4,118	1,581	61,276
	当中間連結会計期間	98,356	3,051	1,487	99,919
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	558	1,079		1,637
	当中間連結会計期間	38	1,419	832	626
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	791	456	2	332
	当中間連結会計期間	1,137	758	2	1,893
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	53,539	3,495	1,579	55,456
	当中間連結会計期間	87,308	872	639	87,542
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	3,849			3,849
	当中間連結会計期間	9,871		13	9,857
特定取引費用	前中間連結会計期間		50	50	
	当中間連結会計期間	832	552	1,384	
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	832		832	
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間		2	2	
	当中間連結会計期間		2	2	
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間		48	48	
	当中間連結会計期間		535	535	
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間		13	13	

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は前年同期比2,059億円減少して4兆1,667億円、特定取引負債は前年同期比1,410億円減少して6,867億円となりました。海外の特定取引資産は前年同期比876億円減少して1,237億円、特定取引負債は前年同期比912億円減少して978億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	4,372,654	211,325	82,066	4,501,913
	当中間連結会計期間	4,166,701	123,708	92,862	4,197,548
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	254,118	17,587		271,705
	当中間連結会計期間	463,495	11,114		474,609
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	372			372
	当中間連結会計期間	100			100
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間		24,693		24,693
	当中間連結会計期間		1,964		1,964
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	173	29		203
	当中間連結会計期間	211	5		217
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	970,705	154,494	8,961	1,116,238
	当中間連結会計期間	814,558	100,334	4,113	910,780
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	3,147,285	14,520	73,104	3,088,700
	当中間連結会計期間	2,888,334	10,289	88,748	2,809,875
特定取引負債	前中間連結会計期間	827,752	189,140	5,552	1,011,339
	当中間連結会計期間	686,710	97,862	4,308	780,264
うち売付商品債券	前中間連結会計期間		3,284		3,284
	当中間連結会計期間				
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	42			42
	当中間連結会計期間	311			311
うち特定取引 売付債券	前中間連結会計期間		31,996		31,996
	当中間連結会計期間		10,865		10,865
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	32	39		71
	当中間連結会計期間	56			56
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	827,677	149,316	5,552	971,441
	当中間連結会計期間	686,343	86,239	4,308	768,273
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間		4,502		4,502
	当中間連結会計期間		758		758

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	90,943,348	14,546,355	806,501	104,683,201
	当中間連結会計期間	91,370,833	15,941,867	799,371	106,513,329
うち流動性預金	前中間連結会計期間	56,099,268	6,018,740	323,607	61,794,401
	当中間連結会計期間	55,495,881	6,126,030	303,097	61,318,815
うち定期性預金	前中間連結会計期間	29,322,357	8,249,056	452,882	37,118,531
	当中間連結会計期間	30,639,657	9,485,575	478,712	39,646,520
うちその他	前中間連結会計期間	5,521,722	278,558	30,012	5,770,268
	当中間連結会計期間	5,235,293	330,261	17,562	5,547,993
譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,358,784	1,476,823	593,000	5,242,607
	当中間連結会計期間	3,672,178	1,886,600	612,000	4,946,779
総合計	前中間連結会計期間	95,302,132	16,023,178	1,399,501	109,925,809
	当中間連結会計期間	95,043,011	17,828,468	1,411,371	111,460,108

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	62,249,303	100.00	59,483,961	100.00
製造業	6,515,431	10.47	6,656,542	11.19
建設業	1,457,688	2.34	1,338,883	2.25
卸売・小売業	6,963,499	11.19	6,444,050	10.83
金融・保険業	5,344,765	8.59	4,259,392	7.16
不動産業	8,132,303	13.06	7,381,487	12.41
各種サービス業	5,208,026	8.37	5,174,420	8.70
その他	28,627,587	45.98	28,229,184	47.46
海外及び特別国際金融取引勘定分	14,088,574	100.00	17,795,576	100.00
政府等	268,933	1.91	281,955	1.58
金融機関	1,641,359	11.65	1,859,034	10.45
その他	12,178,281	86.44	15,654,587	87.97
合計	76,337,877		77,279,538	

(注) 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

特定海外債権等残高

期別	国別	特定海外債権等残高(百万円)
平成18年9月30日	レバノン	1,606
	アルゼンチン	512
	その他(1カ国)	5
	合計	2,123
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
平成19年9月30日	アルゼンチン	505
	イエメン	70
	合計	576
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 特定海外債権等は、当行の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国に対する海外子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	20,809,374			20,809,374
	当中間連結会計期間	16,320,147			16,320,147
地方債	前中間連結会計期間	219,977			219,977
	当中間連結会計期間	199,802			199,802
社債	前中間連結会計期間	5,301,450			5,301,450
	当中間連結会計期間	4,742,029			4,742,029
株式	前中間連結会計期間	7,008,032	833	737,467	6,271,398
	当中間連結会計期間	7,110,543	634	704,760	6,406,417
その他の証券	前中間連結会計期間	6,670,259	1,906,626	689,695	7,887,191
	当中間連結会計期間	7,245,795	2,065,613	781,188	8,530,220
合計	前中間連結会計期間	40,009,094	1,907,460	1,427,163	40,489,391
	当中間連結会計期間	35,618,319	2,066,248	1,485,949	36,198,618

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	942,510	940,350	△2,160
経費(除く臨時処理分)	516,379	551,193	34,814
人件費	177,673	190,223	12,550
物件費	310,847	330,444	19,597
税金	27,858	30,525	2,666
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	426,131	389,156	△36,974
一般貸倒引当金繰入額	—	8,534	8,534
業務純益	426,131	397,690	△28,440
うち債券関係損益	7,891	2,799	△5,091
臨時損益	△67,780	△125,507	△57,727
株式関係損益	2,261	35,646	33,384
与信関係費用	48,754	153,237	104,483
貸出金償却	45,740	71,454	25,713
個別貸倒引当金繰入額	—	72,770	72,770
その他の与信関係費用	3,014	9,012	5,998
その他臨時損益	△21,287	△7,916	13,371
経常利益	358,350	272,183	△86,167
特別損益	186,151	22,118	△164,033
うち償却債権取立益	68,070	14,735	△53,335
うち貸倒引当金戻入益	159,505	—	△159,505
うち減損損失	△4,082	△4,857	△775
税引前中間純利益	544,502	294,301	△250,200
法人税、住民税及び事業税	8,837	18,035	9,198
法人税等調整額	112,752	88,196	△24,556
中間純利益	422,912	188,069	△234,843

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却

6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.07	1.36	0.29
(イ) 貸出金利回	1.44	1.74	0.30
(ロ) 有価証券利回	0.69	1.00	0.30
(2) 資金調達原価 ②	0.94	1.16	0.22
(イ) 預金等利回	0.06	0.24	0.17
(ロ) 外部負債利回	0.44	0.97	0.52
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.13	0.20	0.06

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	13.81	11.60	△2.21
業務純益ベース	13.81	11.86	△1.95
中間純利益ベース	13.71	5.55	△8.15

(注)

$$ROE = \frac{(利益 - 優先株式配当金総額) \times 2}{\left\{ \left(\frac{\text{期首純資産の部合計}}{\text{資本の部合計}} - \frac{\text{期首発行済優先株式数}}{\text{発行価額}} \right) + \left(\frac{\text{期末純資産の部合計}}{\text{発行価額}} - \frac{\text{期末発行済優先株式数}}{\text{発行価額}} \right) \right\} \div 2} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	98,174,273	99,029,905	855,631
預金(平残)	98,744,407	99,320,391	575,984
貸出金(末残)	69,538,871	68,759,103	△779,768
貸出金(平残)	69,328,230	68,191,764	△1,136,465

(2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	51,887,115	53,269,233	1,382,118
法人その他	36,675,535	35,814,523	△861,011
合計	88,562,650	89,083,756	521,106

(注) 譲渡性預金、海外店及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	17,487,398	16,916,098	571,299
うち住宅ローン残高	16,289,454	15,884,798	404,655
うちその他ローン残高	1,197,944	1,031,300	166,643

(4) 中小企業等貸出金(単体)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	39,866,630	38,243,540	1,623,090
総貸出金残高	百万円	60,441,425	57,528,994	2,912,430
中小企業等貸出金比率	/ %	65.95	66.47	0.51
中小企業等貸出先件数	件	2,362,492	2,259,260	103,232
総貸出先件数	件	2,368,898	2,265,263	103,635
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.73	99.73	0.00

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	2,117	57,627	1,760	78,895
信用状	40,654	2,044,142	36,590	2,055,855
保証	74,558	4,730,795	71,231	5,005,345
合計	117,329	6,832,565	109,581	7,140,097

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	996,973
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	2,767,590	2,767,590
	利益剰余金	1,918,358	1,910,712
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	320,727	298,877
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定	53,343	1,091
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	1,576,823	1,564,486
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,237,237	1,272,262
	営業権相当額()		
	のれん相当額()	66,618	96,842
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	4,120	5,314
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		37,851
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	6,814,935	6,801,966
	繰延税金資産の控除金額()(注1)		
計 (A)	6,814,935	6,801,966	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	778,237	1,031,262	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	812,618	959,655
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	200,646	196,126
	一般貸倒引当金	802,565	196,251
	適格引当金が期待損失額を上回る額		158,831
	負債性資本調達手段等	3,396,963	3,424,359
	うち永久劣後債務(注3)	564,073	451,956
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,832,889	2,972,403
	計	5,212,793	4,935,224
うち自己資本への算入額 (B)	5,212,793	4,935,224	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注5) (D)	148,097	321,528
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,879,631	11,415,662

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	82,621,447	71,014,683
	オフ・バランス取引等項目	14,701,314	14,985,358
	信用リスク・アセットの額 (F)	97,322,761	86,000,042
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	437,342	628,334
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	34,987	50,266
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)		4,540,665
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)		363,253
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)		
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	97,760,103	91,169,041	
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100 (%)		12.15	12.52
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)			7.46

(注) 1 平成18年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は583,432百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,725,974百万円であります。

また、平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は182,374百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,040,589百万円であります。

- 2 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	996,973
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	2,767,590	2,767,590
	その他資本剰余金		
	利益準備金	190,044	190,044
	その他利益剰余金	1,507,987	1,466,442
	その他	1,240,964	1,276,715
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	320,727	298,877
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		37,851
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	6,382,832	6,361,036
	繰延税金資産の控除金額()(注1)		
計 (A)	6,382,832	6,361,036	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	778,237	1,031,262	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	815,010	963,054
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	200,646	196,126
	一般貸倒引当金	576,820	
	適格引当金が期待損失額を上回る額		50,248
	負債性資本調達手段等	3,250,199	3,258,773
	うち永久劣後債務(注3)	564,073	451,956
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,686,125	2,806,817
	計	4,842,675	4,468,202
うち自己資本への算入額 (B)	4,842,675	4,468,202	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注5) (D)	138,757	295,957
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	11,086,750	10,533,281
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	75,057,452	62,987,496
	オフ・バランス取引等項目	10,401,286	13,082,065
	信用リスク・アセットの額 (F)	85,458,739	76,069,562
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	401,882	605,813
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	32,150	48,465
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)		4,239,932
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)		339,194
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)		
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	85,860,621	80,915,308	
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100(%)		12.91	13.01
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100(%)			7.86

- (注) 1 平成18年9月30日の繰延税金資産に相当する額は598,212百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,553,132百万円であります。
また、平成19年9月30日の繰延税金資産に相当する額は203,473百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,908,311百万円であります。
- 2 告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(国際統一基準)及び単体自己資本比率(国際統一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社8社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

[1]	
①発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited
②発行証券の種類	シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成11年3月25日(注)1
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
⑧配当停止条件	上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 1 当行の海外特別目的会社であったSanwa Capital Finance 2 Limited(以下、「当初発行体」という)がシリーズ2と同額の優先出資証券を発行した当初払込日を記載しております。なお、当初発行体は平成15年1月に旧株式会社UFJホールディングスの海外特別目的会社となりました。

[1]			
①発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited		
②発行証券の種類	シリーズA(注)1 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	シリーズB(注)1 非累積型・固定配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)	シリーズC 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)
③償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。		永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・固定配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	945億円 (1口当たり発行価額 10,000,000円)	115億円 (1口当たり発行価額 10,000,000円)	50億円 (1口当たり発行価額 10,000,000円)
⑥払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日	平成14年9月26日
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 (1) 当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。</p> <p>配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p>		
⑧配当停止条件	<p>上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>		
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円		

(注) 1 UFJ Preferred Capital 1 Limited の発行する優先出資証券のうちシリーズA及びBにつきましては、平成20年1月25日付で全額償還する予定となっております。

	[2]
①発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.
②発行証券の種類	配当非累積型優先証券 (以下、「本優先証券」という) 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当優先権を与えられている。
③償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部又は一部を償還することができる。本優先証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。
⑤発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)
⑥払込日	平成10年3月26日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年6月末日と12月末日 当該日が営業日でない場合は、直前の営業日とする。
⑧配当停止条件	下記のいずれかに該当する場合、本優先証券に対する配当は停止され、停止された配当は累積しない(ただし、当行が発行体に対し配当支払を指示した場合、ならびに下記強制配当支払日に該当する場合を除く)。 (1) 発行体の普通株主であるTokai Preferred Capital Holdings Inc.(当行100%子会社)が、発行体に配当停止を指示した場合 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の連結自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。
⑨強制配当	当行がある事業年度について配当を行った場合、発行体は当該事業年度の期末が属する暦年の12月、及び翌年の6月の配当支払日(強制配当支払日)に、満額配当を行われなければならない。
⑩残余財産分配請求優先額	1券面当たり1,000米ドル

[3]	
①発行体	BTMU Preferred Capital Limited
②発行証券の種類	シリーズ1 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成17年8月24日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 一定の場合を除き、当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、発行体はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部(当行の優先株式の減配割合と同じ割合)支払われない。 配当可能金額の制限 (1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先出資証券と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。

⑧配当停止条件	<p>上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

[4]	
発行体	BTMU Preferred Capital 1 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000ドル)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)¹が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ドル

(注)1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

()日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は()日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、()破産法における支払不能が発生した場合、()当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、()日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[5]	
発行体	BTMU Preferred Capital 2 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注) ¹ が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

()日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は()日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、()破産法における支払不能が発生した場合、()当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、()日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[6]	
発行体	BTMU Preferred Capital 3 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注) ¹ が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注)1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

()日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は()日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、()破産法における支払不能が発生した場合、()当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、()日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[7]
発行体	BTMU Preferred Capital 4 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
払込日	平成19年1月19日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注) ¹ が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度の末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注)1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

()日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は()日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、()破産法における支払不能が発生した場合、()当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、()日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[8]
発行体	BTMU Preferred Capital 5 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有し、配当支払の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の配当優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
払込日	平成19年1月19日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注) ¹ が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 1 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

()日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は()日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、()破産法における支払不能が発生した場合、()当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、()日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,170	946
危険債権	4,545	6,477
要管理債権	5,526	3,136
正常債権	768,890	798,325

(注) 平成18年9月30日および平成19年9月30日の計数は、いずれも分離子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社の計数を含んでおりません。また、平成18年9月30日の計数は、社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)を含んでおりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

ここ数年の金融規制改革の進展により、金融機関がご提供できる金融商品・サービスは格段に増加しております。このため、お客さまの様々な新しいニーズに的確かつ迅速に対応していくことは、金融機関の優劣を決する重要なポイントとなっています。当行は、MUFGグループ各社と協力して、「グローバルな競争を勝ち抜く『世界屈指の総合金融グループ』を創造し、お客さまに最高水準の商品・サービスを提供する」ために、「お客さま本位」と「質の充実」をさらに追求してまいります。

具体的には、平成19年2月、MUFGグループの中期経営計画について定期見直し（ローリング）を行い、平成19年度版の中期経営計画を策定いたしました。従来同様、MUFGグループとして株式時価総額ランキングで安定的に“グローバルトップ5”に入る世界屈指の金融機関になることを目指すことを掲げました。

この中期経営計画では、金融機関の高い公共性を踏まえ、また、本邦や米国で受けた行政処分を十分に反省し、堅固な内部管理態勢・コンプライアンス態勢を構築することを最優先課題としております。同時に、「貯蓄から投資へ」の流れやグローバル化の進展など、お客さまのニーズや経営環境の変化に即したビジネスモデルの確立に向けて取り組んでまいります。即ち、リテールを中心に主要3事業（リテール・法人・受託財産）の収益性を向上させ、最適事業ポートフォリオの構築と資本活用による成長を図るとともに、システムの本格統合、コストコントロール、コンプライアンスに係る基盤を整備し、MUFGブランドの維持・発展に取り組んでまいります。

また、経営統合の実現により、当行は資産規模やお取引先数など、極めて大きな規模を有する金融機関となりましたが、その責任の重さを十分に自覚した上で、経営統合の成果を最大限かつできるだけ早くお客さまや株主、そして社会の皆さまに還元していかなければならないと考えております。そのために、規模の大きさだけでなく、質の面でも「もっともサービスがよく、もっとも信頼され、もっとも地域密着で国際性のある金融グループ」、即ち“サービスNo. 1”、“信頼度No. 1”、“国際性No. 1”の金融グループの実現に向けた取り組みも、継続的に推進してまいります。

“サービスNo. 1”とは、当行の役職員一人ひとりが「金融サービス業のプロ」としての自覚を持ち、常にお客さまの立場に立って、お客さまに心からご満足いただけるサービスを徹底するという事です。営業拠点・本部・経営の各層が全員参加で、サービスの質の持続的な向上を追求してまいります。

“信頼度No. 1”とは、財務の健全性を追求することはもちろん、コンプライアンス・情報セキュリティ管理の徹底や、社会貢献、地球環境問題への積極的な取り組みなどCSR（企業の社会的責任）重視の経営を一段と推進するという事です。これによって、社会の皆さまより確固たる信頼をいただき、お客さまに安心してお取引いただける金融機関を目指してまいります。

“国際性No. 1”とは、本邦金融機関随一のグローバルネットワークを活かし、様々な国・地域特有の事情に精通した付加価値の高い情報や商品・サービスをお客さまにご提供するという事です。地域に密着しながらグローバルな視野で、世界中のお客さまのニーズに的確かつ迅速にお応えしてまいります。

なお、システムの本格統合につきましては、当行の社会的責任の重さを十分に踏まえ、安全・確実なシステム統合を実現するために万全を期す必要があると認識しております。このため、新システムへの移行に伴うリスクを極小化する観点から、新システムの稼働店舗を半年程度かけて徐々に増やす「店群移行方式」を採用し、お客さまには平成20年5月以降、順次、新システムによる商品・サービスを本格的にお届

けする予定です。今後も周到な準備を尽くしてまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

4 【経営上の重要な契約等】

1 当行と連結子会社Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. との一部事業譲渡契約の締結

当行は平成19年4月27日の取締役会において、Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. への一部事業譲渡について決議し、平成19年7月1日に事業譲渡を行いました。事業譲渡の内容は以下の通りです。

(1) 目的

当行は、中国において6支店、2出張所、3駐在員事務所の体制にて業務を行って参りました。平成18年12月11日に施行された中華人民共和国外資銀行管理条例および同実施細則を踏まえ、日系企業をはじめとするお客さまのニーズにお応えできる体制を構築するべく、当行100%出資子会社を設立し、当行の6支店および2出張所の事業を、当該子会社に譲渡することとしたものです。

(2) 譲渡した事業内容

6支店（上海・北京・天津・大連・無錫・深圳）および2出張所（天津濱海・大連経済技術開発区）にて営まれる業務

(3) 譲受会社の概要（平成19年9月30日現在）

- ① 名称 : Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd.
- ② 本店所在地 : 中華人民共和国 上海市 浦東新区 陸家嘴環路1233号AZIA中心22F
- ③ 資本金 : 6,500百万人民元
- ④ 従業員数 : 1,358人
- ⑤ 業務内容 : 当局認可に基づく預金・貸出・内国為替・外国為替・資金取引・有価証券投資
その他金融関連業務
- ⑥ 設立日 : 平成19年6月28日
- ⑦ 営業開始日 : 平成19年7月2日

2 当行と三菱UFJ信託銀行株式会社との吸収分割契約

当行は、平成19年8月29日開催の取締役会において、三菱UFJ信託銀行株式会社との分割契約書締結を決議し、同日締結いたしました。会社分割の概要は以下の通りです。

(1) 吸収分割の目的

三菱UFJ信託銀行株式会社は、法人拠点の貸出業務等を、東京・名古屋・大阪・九州の4拠点到集約化することにより、MUFGグループ全体での経営効率化を図り、信託業務分野へ経営資源を積極的に投入し、MUFGグループの数多くの法人のお客さまへ「より高度な信託機能」をご提供することを目的に、4拠点以外の9つの法人拠点（札幌・仙台・神奈川・長野・静岡・京都・神戸・広島・高松）における下記対象事業を会社分割により当行へ承継いたしました。

(2) 会社分割の方法

三菱UFJ信託銀行株式会社を吸収分割会社とし、当行を吸収分割承継会社とする吸収分割。なお、本吸収分割は、会社法第796条第3項の規定に基づき、当行の株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

(3) 効力発生日

平成19年11月12日

(4) 承継する権利・義務

- ① 対象事業 : 上記三菱UFJ信託銀行株式会社の9拠点にてお取引いただいている法人のお客さま向け貸出事業等の一部
- ② 対象資産・負債 : 対象事業に属する貸付債権、コールローン債務等
- ③ 対象契約 : 対象事業に関連する契約

(5) 分割に際して発行する株式及び割当

三菱UFJ信託銀行株式会社(吸収分割会社)に割り当てられる当行(吸収分割承継会社)が発行する株式は以下のとおりです。

- ① 株式の名称・種類 : 第一回第六種優先株式(無議決権優先株式)
- ② 発行新株式数 : 1,000,000株

(6) 算定根拠

当行は、以下の算定結果を考慮して、本件分割に際して三菱UFJ信託銀行株式会社に交付される当行の株式は、第六種優先株式1,000,000株とすることが相当であると判断いたしました。

- ① 当行が承継する資産、負債の額、及び事業価値について、第三者機関である株式会社GMDコーポレートファイナンス(現株式会社KPMGFAS)がDCF方式等を用いて行った事業価値分析の結果
- ② 第一回第六種優先株式の価値について、第三者機関である三菱UFJ証券株式会社が、当該優先株式の性質に適合したパラメータ設定を行った上で、三項ツリーモデル等を用いて行った優先株式価値分析の結果

3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループによる三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資引受および両社間の株式交換等

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」)、および当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFJG」)における平成19年9月20日開催の各取締役会において、三菱UFJニコスが行う第三者割当増資をMUFJGが全額引き受けることを決議し、平成19年11月6日に実施いたしました。また、三菱UFJニコスおよびMUFJGは、三菱UFJニコスの株主総会の承認を前提として、MUFJGが株式交換により三菱UFJニコスを完全子会社とすることについて方針決定し、具体的検討を開始すべく合意いたしました。

(1) 目的

第三者割当増資および完全子会社化の目的は次のとおりです。

- ① 三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする
- ② 三菱UFJニコスを含めたMUFJGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること
- ③ 銀行・信託・証券と並ぶ、MUFJGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること
- ④ 三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFJGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること

(2) 第三者割当増資の概要

第三者割当増資の発行要領は次のとおりです。

- ① 発行新株式数 : 普通株式 400,000,000株

- ② 発行価額 1株につき300円
- ③ 発行価額の総額 1,200億円
- ④ 募集又は割当方法 第三者割当
- ⑤ 払込期間 平成19年11月6日

(3) 三菱UFJニコスとMUFG間の株式交換の概要

三菱UFJニコスとMUFGによる株式交換については、別途合意予定の株式交換契約に従い実行されるものとします。基本合意に至った事項は以下のとおりです。

① 日程

- 平成20年5月下旬(予定) 株式交換契約書承認取締役会
- 平成20年5月下旬(予定) 株式交換契約書の締結
- 平成20年6月下旬(予定) 株式交換契約書承認株主総会
(種類株主総会を含む)
- 平成20年8月1日(予定) 株式交換の効力発生日

② 株式交換比率

株式交換比率については、合理的な手法による評価を勘案し、外部機関の評価も踏まえて、今後協議の上、決定します。

③ 株式交換完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等(平成19年9月30日現在)

- 商号 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
- 本店所在地 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
- 代表者 取締役社長 畔柳信雄
- 資本金 1,383,052百万円
- 事業の内容 銀行持株会社

(4) その他

農林中央金庫(以下、農林中金)と三菱UFJニコス、MUFGおよび当行は、業務・資本提携の一環である農林中金と三菱UFJニコスの資本提携関係について、維持・発展させる方向で協議を進めることに合意しております。MUFGによる三菱UFJニコスの完全子会社後においても、農林中金と三菱UFJニコスの資本提携関係を維持するとともに、これを機に、業務・資本提携関係をより緊密かつ安定的なものとするを目的として、農林中金による三菱UFJニコスの持分法適用を視野に入れた協議を行ってまいります。

4 三菱UFJニコスによるその連結子会社6社の吸収合併

平成19年9月20日開催の三菱UFJニコスの取締役会において、同社はその子会社である青森ニコス株式会社、秋田ニコス株式会社、山形ニコス株式会社、岐阜ニコス株式会社、西日本ニコス株式会社及び南日本ニコス株式会社(以上の子会社6社をまとめて「関連ニコス各社」という)を吸収合併することを決議し、同日、合併契約書を締結いたしました。合併契約の概要は以下のとおりです。

(1) 吸収合併の目的

関連ニコス各社は、三菱UFJニコスとほぼ同様の事業を展開しておりますが、貸金業法改正など当業界環境の激変、債務整理の増加による貸倒関連費用の増加等大変厳しい経営を余儀なくされることが予想され、各社単独での事業継続が困難な状況となりつつあることから、グループ全体の経営基盤をより強固なものとするを目的に三菱UFJニコスと合併いたします。

(2) 合併の方法

三菱UFJニコスを存続会社とする現金交付型合併による吸収合併。なお、本合併は、会社法第796条第3項の規定に定める簡易合併に該当するため、三菱UFJニコスにおいては株主総会による承認を得ることなく行います。

(3) 合併後の会社名称

三菱UFJニコス株式会社

(4) 効力発生日

平成20年1月1日

(5) 合併対価

関連ニコス各社の少数株主への合併交付金は、約31億円（予定）

(6) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当ありません。

(7) 会社財産の承継

三菱UFJニコスは、本効力発生日において、関連ニコス各社のすべての権利義務を承継します。

(8) 相手会社の規模（平成19年3月期）

	青森 ニコス	秋田 ニコス	山形 ニコス	岐阜 ニコス	西日本 ニコス	南日本 ニコス
営業収益（百万円）	3,252	4,010	2,783	2,797	2,496	15,785
経常利益（百万円）	▲462	▲222	▲251	▲166	▲161	▲1,573
当期純利益（百万円）	▲1,105	▲181	▲804	▲865	▲838	▲5,451
純資産額（百万円）	50	9,801	3,499	428	185	2,809
総資産額（百万円）	40,511	64,460	45,140	29,152	35,886	341,462
従業員数（人）	76	98	58	45	44	318

(9) 合併比率の算定根拠

三菱UFJニコスは、第三者機関である三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」という）に
関連ニコス各社の合併対価の算定を依頼し、三菱UFJ証券より株価算定書を取得しました。同報告書で
は、関連ニコス各社について、DDM法、修正簿価純資産法により、株価のレンジが報告されています。

三菱UFJニコスはその算定結果を参考にして、関連ニコス各社と協議を行い、最終的に妥当と判断し
た合併対価である旨、合意しました。

(10) 吸収合併存続会社となる会社の資本金・事業の内容等（平成19年9月30日現在）

- ①商号 三菱UFJニコス株式会社
- ②本店所在地 東京都文京区本郷3丁目33番5号
- ③代表者 代表取締役社長 大森一廣
- ④資本金 109,312百万円
- ⑤事業の内容 クレジットカード事業

5 株式会社ジャックス、三菱UFJニコス株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび当行の業務・資本提携に係る基本合意

平成19年9月20日開催の当行の取締役会において、株式会社ジャックス（以下「ジャックス」）、三菱UFJニコス、MUFGとの業務・資本提携に関する基本合意書締結を決議し、同日基本合意書を締結いたしました。基本合意の主な概要は以下のとおりです。

(1) 目的

ジャックス、三菱UFJニコス、MUFGおよび当行の4社は、それぞれの営業基盤を相互に活用するとともに、個品割賦市場、クレジットカード市場等において各社の強みを活かして、より信頼感のあるコンシューマーファイナンス事業を構築し、お客さまのニーズの拡大や多様化を受けた新たなビジネスチャンスに対応するべく、緊密に協働・連携してまいります。

(2) 基本合意の内容

①三菱UFJニコスの個品割賦事業部門のジャックスへの承継

- A. 承継する事業内容：ショッピングクレジット事業・オートローン事業・オートリース事業
(いずれも信用保証を含みます。)
- B. 事業承継の方法：三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスの連結子会社の営む個品割賦事業に関する資産、負債およびこれに付随する権利・義務を、新設する完全子会社に対して吸収分割の方法により承継し、当該子会社の株式すべてをジャックスに譲渡いたします。
- C. 承継日(予定)：平成20年4月1日
- D. 譲渡損失(見込)：120億円(承継対象資産残高：約7,800億円 平成19年3月期実績)
- E. 承継予定従業員数：340名程度
- F. 承継拠点：5拠点

②当行のジャックスへの出資

- A. 出資形態：当行は、ジャックスの普通株式を第三者割当の方法による引受その他の方法により取得する予定です。具体的な出資形態、ジャックスの第三者割当増資の発行条件等については、今後協議してまいります。
- B. 出資比率：上記のジャックスの普通株式の取得後、同社の議決権総数に対する当行の議決権所有割合は20%となり、ジャックスは当行の持分法適用関連会社となる予定です。
- C. 実施時期：ジャックスおよび当行は、必要となる関係官庁の承認等を前提として、平成20年3月31日までに、本資本提携を完了させる予定です。

③その他業務提携

ジャックス、三菱UFJニコス、MUFGおよび当行は、クレジットカード業務、個品割賦業務、決済業務、住宅関連ローン業務をはじめとする広範な業務提携を具体化してまいります。なお、各業務提携の具体的な内容については、今後「業務提携委員会」を設置し、協議を進めてまいります。なお、各業務提携について、平成20年3月31日を目処に、それぞれの業務提携契約を締結する予定です。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(銀行業)

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は、次のとおりであります。

	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	戸塚支店	横浜市戸塚区	店舗 (借室)	—	743	平成19年5月
	東京公務部	東京都千代田区	店舗 (借室)	—	689	平成19年5月
	阿倍野橋支店	大阪市阿倍野区	店舗 (借地)	460 (460)	1,219	平成19年5月
	新横浜支店	横浜市港北区	店舗 (借室)	—	1,636	平成19年5月
	新名古屋駅前支店	名古屋市中村区	店舗 (借室)	—	1,639	平成19年6月
	金山支店	名古屋市中区	店舗 (借室)	—	2,558	平成19年7月
	ハノイ支店	ベトナム社会主義共和国 ハノイ市	店舗 (借室)	—	1,033	平成19年4月
	デュッセルドルフ支店	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ市	店舗 (借室)	—	3,118	平成19年8月
	バハレーン支店 ドバイ出張所	アラブ首長国連邦 ドバイ市	店舗 (借室)	—	34	平成19年9月

(注) 1 土地の面積の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

2 上記のうち、バハレーン支店ドバイ出張所は新設、それ以外は全て店舗移転であります。

3 上記のほか、6店舗について近隣の店舗内への移転を実施しております。

当中間連結会計期間中に完了した新設、改修等の計画は、次のとおりであります。

	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	—	営業店サーバー更改	—	—	平成19年9月

(注) 営業店サーバーの更改完了予定年月は平成20年12月であります。更改にあたり必要な投資支出は平成19年9月までに終了いたしましたので、当中間連結会計期間において完了したものとしております。

当中間連結会計期間中の主要な設備の重要な異動は、次のとおりであります。

	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	多摩ビジネスセンター	東京都多摩市	電算機等	—	—	—	2,703	2,703	—

(注) 電算機等を新たに取得したことによるものであります。

(クレジットカード業、その他)

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(銀行業)

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当中間連結会計期間中に重要な変更のあったものは、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	変更の内容
当行	—	—	—	営業店移転建替	対象営業店の増加等に伴い、投資予定金額(総額)が前連結会計年度末時点の12,527百万円から16,306百万円に変更となりました。

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	—	東銀ビル ヂング	東京都 千代田区	建替	営業店建替(注)	5,843	0	自己資金	平成19年6月	平成23年4月
	—	—	—	更改	新国際資金財務管理 システムの構築	6,081	296	自己資金	平成19年5月	平成21年3月

(注) 新丸の内支店等が入居していた東銀ビルヂングを区分所有する当行を始め、隣接ビルの所有者4社が共同で、街区一体の建替再開発事業を行うものであります。

(クレジットカード業)

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
国内連結 子会社	三菱UFJ ニコス株式 会社	本社(秋葉原 UDX)他	東京都 千代田区他	新設・拡 充・改修	各種センター集約	3,344	—	自己資金	平成19年10月	平成20年8月

(その他)

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

発行可能株式総数 15,356,700,000株

発行可能種類株式総数

種類	発行可能種類株式総数 (株)
普通株式	15,000,000,000
第二種優先株式	100,000,000
第三種優先株式	27,000,000
第四種優先株式	79,700,000
第五種優先株式	150,000,000

(注) 平成19年10月2日の臨時株主総会及び各種種類株主総会の決議により、平成19年11月12日に、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数を以下のとおり変更しております。

発行可能株式総数 15,357,700,000株 (1,000,000株増加)

発行可能種類株式総数 (第六種優先株式 1,000,000株を追加)

種類	発行可能種類株式総数 (株)
普通株式	15,000,000,000
第二種優先株式	100,000,000
第三種優先株式	27,000,000
第四種優先株式	79,700,000
第五種優先株式	150,000,000
第六種優先株式	1,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,257,961,942	10,257,961,942	—	(注) 1
第一回第二種優先株式	100,000,000	100,000,000	—	(注) 2
第一回第三種優先株式	27,000,000	27,000,000	—	(注) 3
第一回第四種優先株式	79,700,000	79,700,000	—	(注) 4
第一回第五種優先株式	150,000,000	150,000,000	—	(注) 5
第一回第六種優先株式	—	1,000,000	—	(注) 6
計	10,614,661,942	10,615,661,942	—	

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、提出日現在発行数には、平成19年12月1日から提出日までに優先株式の取得請求に伴い発行された株式数は含まれておりません。

2 第一回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき30円の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 取得条項

当行は、本優先株式発行後、平成22年2月22日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(5) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

3 第一回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年15円90銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき7円95銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき3,000円を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 議決権
優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等
当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求権
優先株主は、①に定める期間中、当行が本優先株式を取得するのと引換えに②及び③に定める算定方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成20年7月31日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{取得と引換えに交付} & \text{優先株主が取得を請求} & \times \quad 3,000\text{円} \\ \text{すべき普通株式数} & = \frac{\text{した本優先株式数}}{\text{取得価額}} & \end{array}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について金銭の交付は行わない。

③ 取得価額等の条件

A. 当初取得価額

当初取得価額は、1,693円50銭とする。

B. 取得価額の修正

取得価額は、平成18年8月1日及び平成19年8月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）において、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（終値のない日数を除く。）に1.025を乗じた価額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正されるものとする。ただし、当該価額が1,693円50銭（ただし、下記C.の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記45取引日の間に、下記C.に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記C.に準じて調整される。

なお、平成19年8月1日にかかる修正後取得価額は、1,693円50銭である。

C. 取得価額の調整

a. 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{既発行} & + & \text{新規発行・} & \times & \text{1株当たり払込金額} \\ \text{取得価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{普通株式数} & + & \frac{\text{処分普通株式数}}{\text{1株当たり時価}} \\ & & \text{取得価額} & & & & \hline & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{新規発行・処分普通株式数} \end{array}$$

i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合（当行の普通株式の交付と引換えに当行により取得される証券（権利）若しくは証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付と引換えに当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）の取得による場合、又は新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ii) 普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）

調整後取得価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割又は無償割当てを行う（自己株式の処分を行う場合を含む。）旨取締役会で決議をする場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割又は無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）又は証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、又はかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合

調整後取得価額は、その証券（権利）の払込期日若しくは払込期間の末日、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）のすべてについての取得又はすべての新株予約権の行使が行われたものとみなし、その払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

- b. 前項各号に掲げる場合の外、合併、資本金の額の減少又は普通株式の併合等により取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- c. また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、前記 a. 又は b. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当行取締役会が適当と判断する調整を行う。
- d. 取得価額調整式に使用する 1 株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記 C. a. ii) ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
なお、上記45取引日の間に、上記C. a. または b. に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記C. a. または b. に準じて調整される。
- e. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日の、また、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1月前の日における当行の発行済普通株式数（ただし、当行の有する普通株式数を除く。）とする。
- f. 取得価額調整式に使用する 1 株当たり払込金額とは、(イ)上記C. a. i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(ロ)上記C. a. ii)の普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）には0円、(ハ)上記C. a. iii)の時価を下回る価額をもって当行の普通株式もしくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）または証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付もしくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、またはかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合には、当該取得価額又は新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- g. 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- h. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) 一斉取得

当行は、平成20年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式を、平成20年8月1日をもって取得し、これと引換えに、1株につき3,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合、当該平均値が1,209円70銭を下回るときは、3,000円を1,209円70銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

4 第一回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年18円60銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき9円30銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,000円を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求権

優先株主は、①に定める期間中、当行が本優先株式を取得するのと引換えに②及び③に定める算定方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成21年3月30日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times \text{交付比率}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について金銭の交付は行わない。

③ 交付比率等の条件

A. 当初交付比率

優先株主は、当行が本優先株式を取得するのと引換えに下記交付比率（以下「当初交付比率」という。）により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

$$\text{当初交付比率} = 1.826$$

B. 交付比率の修正

当初交付比率は、平成18年10月5日以降平成20年10月5日まで、毎年10月5日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される交付比率（以下「修正後交付比率」という。）に修正される。修正後交付比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後交付比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.035}$$

ただし、時価×1.035につき1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。計算の結果、修正後交付比率が2.197（ただし、下記C.により調整する。以下「上限交付比率」という。）を超える場合は、修正後交付比率は上限交付比率になるものとする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、平成18年10月5日にかかる修正後交付比率は1.211、平成19年10月5日にかかる修正後交付比率は1.724である。

C. 交付比率の調整

- a. 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、前記A.及びB.の交付比率を次に定める算式（以下「交付比率調整式」という。）により調整する。ただし、交付比率調整式による計算の結果、交付比率が40を上回る場合には、40をもって調整後交付比率とする。調整後交付比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付比率} = \text{調整前交付比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

- i) 交付比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合（当行の普通株式の交付と引換えに当行により取得される証券（権利）若しくは証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付と引換えに当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）の取得による場合、又は新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後交付比率は、払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ii) 普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）調整後交付比率は、株式の分割又は無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割又は無償割当てを行う（自己株式の処分を行う場合を含む。）旨取締役会で決議をする場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割又は無償割当てのための基準日とする場合には、調整後交付比率は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- iii) 交付比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）又は証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、又はかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合

調整後交付比率は、その証券（権利）の払込期日若しくは払込期間の末日、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）のすべてについての取得又はすべての新株予約権の行使が行われたものとみなし、その払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

- b. 前項各号に掲げる場合の外、合併若しくは資本金の額の減少又は株式の併合等により交付比率（上限交付比率を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する交付比率に変更される。
- c. また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、前記a. 又はb. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当行取締役会が適当と判断する調整を行う。
- d. 交付比率調整式に使用する時価は、調整後交付比率を適用する日（ただし、上記C. a. ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- e. 交付比率調整式に使用する調整前交付比率は、調整後交付比率を適用する前日において有効な交付比率とし、また、交付比率調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日の、また、基準日がない場合は調整後交付比率を適用する日の1月前の日における当行の発行済普通株式数（ただし、当行の有する普通株式数を除く。）とする。

(7) 一斉取得

当行は、平成21年3月30日までに取得請求のなかった本優先株式を、平成21年3月31日をもって取得し、これと引換えに、1株につき2,000円を平成21年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合、当該平均値が910円50銭を下回るときは、2,000円を910円50銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

5 第一回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年19円40銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき9円70銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき2,000円を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求権

優先株主は、①に定める期間中、当行が本優先株式を取得するのと引換えに②及び③に定める算定方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成21年3月30日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数}}{\text{交付比率}} \times \text{交付比率}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について金銭の交付は行わない。

③ 交付比率等の条件

A. 当初交付比率

優先株主は、当行が本優先株式を取得するのと引換えに下記交付比率（以下「当初交付比率」という。）により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

$$\text{当初交付比率} = 1.826$$

B. 交付比率の修正

当初交付比率は、平成18年10月5日以降平成20年10月5日まで、毎年10月5日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される交付比率（以下「修正後交付比率」という。）に修正される。修正後交付比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後交付比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.035}$$

ただし、時価×1.035につき1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。計算の結果、修正後交付比率が2.197（ただし、下記C.により調整する。以下「上限交付比率」という。）を超える場合は、修正後交付比率は上限交付比率になるものとする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、平成18年10月5日にかかる修正後交付比率は1.211、平成19年10月5日にかかる修正後交付比率は1.724である。

C. 交付比率の調整

- a. 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、前記A.及びB.の交付比率を次に定める算式（以下「交付比率調整式」という。）により調整する。ただし、交付比率調整式による計算の結果、交付比率が40を上回る場合には、40をもって調整後交付比率とする。調整後交付比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付比率} = \text{調整前交付比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

- i) 交付比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合（当行の普通株式の交付と引換えに当行により取得される証券（権利）若しくは証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付と引換えに当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）の取得による場合、又は新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後交付比率は、払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ii) 普通株式の分割又は普通株式の無償割当てを行う場合（自己株式の処分を行う場合を含む。）調整後交付比率は、株式の分割又は無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割又は無償割当てを行う（自己株式の処分を行う場合を含む。）旨取締役会で決議をする場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割又は無償割当てのための基準日とする場合には、調整後交付比率は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
 - iii) 交付比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）又は証券（権利）の保有者が当行に対し当行の普通株式の交付若しくは当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権の交付と引換えに当行に当該証券（権利）を取得させることができる証券（権利）を発行する場合、又はかかる時価を下回る価額を行使価額として当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権（新株予約権付社債を含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合
調整後交付比率は、その証券（権利）の払込期日若しくは払込期間の末日、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）のすべてについての取得又はすべての新株予約権の行使が行われたものとみなし、その払込期日若しくは払込期間の末日の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- b. 前項各号に掲げる場合の外、合併若しくは資本金の額の減少又は株式の併合等により交付比率（上限交付比率を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する交付比率に変更される。
 - c. また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、前記a. 又はb. に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当行取締役会が適当と判断する調整を行う。
 - d. 交付比率調整式に使用する時価は、調整後交付比率を適用する日（ただし、上記C. a. ii)ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
 - e. 交付比率調整式に使用する調整前交付比率は、調整後交付比率を適用する前日において有効な交付比率とし、また、交付比率調整式に使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日の、また、基準日がない場合は調整後交付比率を適用する日の1月前の日における当行の発行済普通株式数（ただし、当行の有する普通株式数を除く。）とする。

(7) 一斉取得

当行は、平成21年3月30日までに取得請求のなかった本優先株式を、平成21年3月31日をもって取得し、これと引換えに、1株につき2,000円を平成21年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の1,000分の1の値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合、当該平均値が910円50銭を下回るときは、2,000円を910円50銭で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

- 6 平成19年11月12日に、当行は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で当行が承継会社となる吸収分割を行い、第一回第六種優先株式1,000,000株を発行しております。第一回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年210円90銭（ただし、平成20年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき80円68銭）の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき105円45銭の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,700円を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

(4) 取得条項

当行は、本優先株式発行後、平成24年11月13日以降はいつでも、本優先株式1株につき5,700円の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(5) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	10,614,661	—	996,973,118	—	2,767,590,244

(注) 平成19年11月12日に、当行は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で当行が承継会社となる吸収分割を行い、第一回第六種優先株式1,000千株を発行しました。この結果、発行済株式総数は1,000千株増加し10,615,661千株に、資本準備金は5,700,000千円増加し2,773,290,244千円になっております。なお、資本金の増減はありません。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナン シャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	10,251,161	99.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	6,800	0.06
計	—	10,257,961	100.00

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

② 第一回第二種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナン シャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

③ 第一回第三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナン シャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	17,700	65.55
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	9,300	34.44
計	—	27,000	100.00

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

④ 第一回第四種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	79,700	100.00
計	—	79,700	100.00

⑤ 第一回第五種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	150,000	100.00
計	—	150,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第二種優先株式 100,000,000	—	1 [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] に記載しております。
	第一回第三種優先株式 27,000,000	—	
	第一回第四種優先株式 79,700,000	—	
	第一回第五種優先株式 150,000,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,257,961,000	10,257,961	—
単元未満株式	普通株式 942	—	—
発行済株式総数	10,614,661,942	—	—
総株主の議決権	—	10,257,961	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 無議決権株式のうち、第一回第三種優先株式9,300,000株、第一回第四種優先株式79,700,000株及び第一回第五種優先株式150,000,000株は自己株式であります。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役員の役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役 (代表取締役) 人事部・総合リスク管理部・ 情報セキュリティ管理部・ 融資企画部の担当	常務取締役 (代表取締役) 人事部・総合リスク管理部・ 情報セキュリティ管理部・ 融資企画部の担当	川西 孝雄	平成19年10月1日

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	7	7,926,420	5.12	10,458,084	6.82	7,814,091	5.01
コールローン及び買入手形		2,061,452	1.33	982,376	0.64	1,944,002	1.25
買現先勘定	2	320,527	0.21	313,466	0.20	292,642	0.19
債券貸借取引支払保証金	2	1,489,139	0.96	1,546,785	1.01	3,590,753	2.30
買入金銭債権	7	3,503,937	2.26	4,780,789	3.12	4,146,530	2.66
特定取引資産	7	4,501,913	2.91	4,197,548	2.74	4,141,497	2.66
金銭の信託		265,903	0.17	123,636	0.08	243,146	0.16
有価証券	1, 2,7, 14	40,489,391	26.17	36,198,618	23.61	40,973,430	26.29
投資損失引当金		21,680	0.01	33,378	0.02	25,573	0.01
貸出金	2, 3,4, 5,6, 7,8	76,337,877	49.34	77,279,538	50.42	75,621,236	48.52
外国為替	2	1,368,145	0.88	1,409,694	0.92	1,350,267	0.86
その他資産	7	4,359,306	2.82	3,974,153	2.59	3,861,916	2.48
有形固定資産	7, 9,10, 11	1,494,729	0.97	1,483,053	0.97	1,463,692	0.93
無形固定資産	7	412,513	0.27	535,837	0.35	505,361	0.32
繰延税金資産		647,645	0.42	260,964	0.17	248,247	0.16
支払承諾見返	14	10,589,001	6.84	10,893,044	7.11	10,754,213	6.90
貸倒引当金		1,022,300	0.66	1,126,463	0.73	1,062,410	0.68
資産の部合計		154,723,925	100.00	153,277,751	100.00	155,863,048	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	104,683,201	67.66	106,513,329	69.49	107,212,604	68.79
譲渡性預金		5,242,607	3.39	4,946,779	3.23	5,369,519	3.44
コールマネー及び売渡手形	7	1,914,085	1.24	1,965,264	1.28	2,052,517	1.32
売現先勘定	7	3,672,897	2.37	3,031,030	1.98	3,232,612	2.07
債券貸借取引受入担保金	7	3,566,229	2.30	3,177,673	2.07	3,359,477	2.15
コマーシャル・ペーパー		489,920	0.32	710,449	0.46	632,902	0.41
特定取引負債		1,011,339	0.65	780,264	0.51	693,816	0.44
借入金	2, 7,12	4,453,036	2.88	2,652,917	1.73	3,236,372	2.08
外国為替	2	783,479	0.51	795,424	0.52	1,002,987	0.64
短期社債		294,600	0.19	289,300	0.19	150,600	0.10
社債	7, 13	5,293,233	3.42	5,046,669	3.29	5,131,672	3.29
その他負債		3,834,134	2.48	3,235,534	2.11	3,682,710	2.36
賞与引当金		26,239	0.02	25,953	0.02	25,913	0.02
退職給付引当金		48,755	0.03	46,297	0.03	48,129	0.03
役員退職慰労引当金				924	0.00		
偶発損失引当金		94,220	0.06	137,476	0.09	106,607	0.07
構造改革損失引当金				59,317	0.04		
特別法上の引当金		31	0.00	31	0.00	31	0.00
繰延税金負債		64,212	0.04	78,589	0.05	81,860	0.05
再評価に係る繰延税金負債	9	201,560	0.13	196,946	0.13	197,942	0.13
支払承諾	7, 14	10,589,001	6.84	10,893,044	7.11	10,754,213	6.90
負債の部合計		146,262,785	94.53	144,583,218	94.33	146,972,492	94.29

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		996,973	0.64	996,973	0.65	996,973	0.64
資本剰余金		2,767,590	1.79	2,767,590	1.80	2,767,590	1.77
利益剰余金		1,918,358	1.24	1,910,712	1.25	1,914,973	1.23
株主資本合計		5,682,921	3.67	5,675,275	3.70	5,679,537	3.64
その他有価証券評価差額金		1,062,180	0.68	1,255,900	0.82	1,431,320	0.92
繰延ヘッジ損益		62,280	0.04	53,177	0.03	52,655	0.03
土地再評価差額金	9	244,320	0.16	238,889	0.15	240,307	0.15
為替換算調整勘定		53,343	0.03	1,091	0.00	30,676	0.02
評価・換算差額等合計		1,190,877	0.77	1,442,704	0.94	1,588,295	1.02
少数株主持分		1,587,341	1.03	1,576,551	1.03	1,622,722	1.05
純資産の部合計		8,461,140	5.47	8,694,532	5.67	8,890,555	5.71
負債及び純資産の部合計		154,723,925	100.00	153,277,751	100.00	155,863,048	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		2,275,152	100.00	2,555,737	100.00	4,879,528	100.00
資金運用収益		1,443,411		1,697,474		3,084,974	
(うち貸出金利息)		(942,670)		(1,087,348)		(1,995,456)	
(うち有価証券利息配当金)		(273,477)		(339,646)		(612,188)	
信託報酬		12,058		12,893		24,562	
役務取引等収益		444,391		428,689		909,462	
特定取引収益		61,276		99,919		144,088	
その他業務収益		167,080		108,012		312,084	
その他経常収益	※1	146,934		208,749		404,356	
経常費用		1,740,268	76.49	2,230,118	87.26	3,701,050	75.85
資金調達費用		607,506		831,041		1,368,063	
(うち預金利息)		(299,339)		(424,058)		(675,398)	
役務取引等費用		49,571		56,085		101,871	
その他業務費用		70,161		75,400		100,708	
営業経費		801,169		827,783		1,642,208	
その他経常費用	※2	211,859		439,808		488,197	
経常利益		534,884	23.51	325,618	12.74	1,178,478	24.15
特別利益		184,732	8.12	32,546	1.27	121,118	2.48
固定資産処分益		2,891		2,597		6,943	
貸倒引当金戻入益		104,794		—		12,087	
償却債権取立益		72,201		16,898		101,128	
証券取引責任準備金取崩額		—		—		0	
子会社合併に伴う 持分変動利益		—		13,050		—	
その他の特別利益		4,844		—		958	
特別損失		49,677	2.18	75,789	2.96	68,595	1.41
固定資産処分損		6,422		6,066		15,545	
減損損失		4,086		10,119		12,520	
システム統合に係る 偶発損失引当金繰入額		39,168		—		40,530	
子会社における 構造改革損失引当金繰入額		—		59,603		—	
税金等調整前中間(当期)純利益		669,938	29.45	282,375	11.05	1,231,000	25.22
法人税、住民税及び事業税		32,843	1.44	41,997	1.64	65,071	1.33
法人税等調整額		184,223	8.10	92,455	3.62	348,456	7.14
少数株主利益 (△は少数株主損失)		21,722	0.95	△16,217	△0.63	72,988	1.49
中間(当期)純利益		431,149	18.95	164,140	6.42	744,484	15.26

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	1,620,151	5,384,714
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)			△131,186	△131,186
中間純利益			431,149	431,149
土地再評価差額金取崩額			1,421	1,421
持分法適用関連会社の減少			△2,706	△2,706
会計基準の変更による 連結子会社の増加			△470	△470
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	298,206	298,206
平成18年9月30日残高(百万円)	996,973	2,767,590	1,918,358	5,682,921

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,187,117	—	245,686	△43,458	1,389,345	1,724,584	8,498,644
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)							△131,186
中間純利益							431,149
土地再評価差額金取崩額							1,421
持分法適用関連会社の減少							△2,706
会計基準の変更による 連結子会社の増加							△470
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△124,936	△62,280	△1,366	△9,884	△198,467	△137,243	△335,711
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△124,936	△62,280	△1,366	△9,884	△198,467	△137,243	△37,504
平成18年9月30日残高(百万円)	1,062,180	△62,280	244,320	△53,343	1,190,877	1,587,341	8,461,140

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	1,914,973	5,679,537
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当			△160,703	△160,703
中間純利益			164,140	164,140
土地再評価差額金取崩額			1,417	1,417
海外連結子会社における 会計基準変更			△9,116	△9,116
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△4,261	△4,261
平成19年9月30日残高(百万円)	996,973	2,767,590	1,910,712	5,675,275

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	1,431,320	△52,655	240,307	△30,676	1,588,295	1,622,722	8,890,555
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当							△160,703
中間純利益							164,140
土地再評価差額金取崩額							1,417
海外連結子会社における 会計基準変更							△9,116
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△175,419	△521	△1,417	31,767	△145,591	△46,170	△191,761
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△175,419	△521	△1,417	31,767	△145,591	△46,170	△196,023
平成19年9月30日残高(百万円)	1,255,900	△53,177	238,889	1,091	1,442,704	1,576,551	8,694,532

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	1,620,151	5,384,714
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△451,913	△451,913
当期純利益			744,484	744,484
土地再評価差額金取崩額			5,434	5,434
連結子会社の減少			△5	△5
持分法適用関連会社の減少			△2,706	△2,706
会計基準の変更による 連結子会社の増加			△470	△470
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	294,822	294,822
平成19年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	1,914,973	5,679,537

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,187,117	—	245,686	△43,458	1,389,345	1,724,584	8,498,644
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△451,913
当期純利益							744,484
土地再評価差額金取崩額							5,434
連結子会社の減少							△5
持分法適用関連会社の減少							△2,706
会計基準の変更による 連結子会社の増加							△470
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	244,202	△52,655	△5,378	12,782	198,950	△101,861	97,088
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	244,202	△52,655	△5,378	12,782	198,950	△101,861	391,911
平成19年3月31日残高(百万円)	1,431,320	△52,655	240,307	△30,676	1,588,295	1,622,722	8,890,555

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		669,938	282,375	1,231,000
減価償却費		131,096	132,002	262,631
減損損失		4,086	10,119	12,520
のれん償却額		531	1,404	1,675
負ののれん償却額		—	—	△813
持分法による投資損益(△)		△5,622	△5,027	△11,826
貸倒引当金の増加額 (減少:△)		△187,979	54,646	△126,975
投資損失引当金の増加額 (減少:△)		△5,336	7,804	△919
賞与引当金の増加額 (減少:△)		△2,195	49	△3,076
退職給付引当金の増加額 (減少:△)		△2,058	△2,159	△3,883
役員退職慰労引当金の増加額 (減少:△)		—	△20	—
偶発損失引当金の増加額 (減少:△)		57,806	30,474	70,193
構造改革損失引当金の増加額 (減少:△)		—	59,317	—
資金運用収益		△1,443,411	△1,697,474	△3,084,974
資金調達費用		607,506	831,041	1,368,063
有価証券関係損益(△)		△17,652	△45,807	△106,373
金銭の信託の運用損益(△)		△7,871	△8,318	△8,322
為替差損益(△)		△99,751	77,483	△246,540
固定資産処分損益(△)		3,531	3,469	8,602
特定取引資産の純増(△)減		1,270,832	△53,770	1,629,473
特定取引負債の純増減(△)		△120,175	87,110	△437,018
約定済未決済特定取引調整額		△204,129	△60,222	△222,384
貸出金の純増(△)減		△166,655	△1,388,091	775,853
預金の純増減(△)		△2,739,260	△808,640	△437,093
譲渡性預金の純増減(△)		△214,826	△438,417	△88,834
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		1,919,752	△589,589	771,316
預け金(現金同等物を除く) の純増(△)減		603,142	△2,373,684	596,177
コールローン等の純増(△)減		△433,842	326,055	△913,401
債券貸借取引支払保証金の 純増(△)減		1,249,101	2,043,967	△852,512
コールマネー等の純増減(△)		△6,702,595	△295,723	△7,009,121
コマースヤル・ペーパーの 純増減(△)		170,138	66,888	307,116
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		1,462,745	△181,852	1,253,878
外国為替(資産)の純増(△)減		△105,392	△58,698	△87,458
外国為替(負債)の純増減(△)		△528,463	△207,600	△308,975
短期社債(負債)の純増減(△)		△81,100	138,700	△225,100
普通社債の発行・償還による 純増減(△)		△287,016	△148,304	△660,663
資金運用による収入		1,411,060	1,691,272	3,012,120
資金調達による支出		△575,778	△816,903	△1,310,190
その他		△127,094	△523,245	△33,324
小計		△4,496,937	△3,859,368	△4,879,160
法人税等の支払額		△45,342	△32,098	△84,362
営業活動による キャッシュ・フロー		△4,542,280	△3,891,467	△4,963,523

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△26,733,109	△22,491,268	△51,934,588
有価証券の売却による収入		11,826,239	15,234,777	29,246,750
有価証券の償還による収入		16,927,112	11,648,809	25,401,051
金銭の信託の増加による支出		△15,691	△346	△36,966
金銭の信託の減少による収入		47,773	119,449	92,357
有形固定資産の取得による 支出		△117,915	△103,043	△206,136
無形固定資産の取得による 支出		△56,713	△98,003	△153,599
有形固定資産の売却による 収入		10,681	2,499	13,396
無形固定資産の売却による 収入		23	12	52
子会社株式の追加取得による 支出		—	△60	—
連結範囲の変動を伴う 子会社株式の取得による 支出		—	—	△230
連結範囲の変動を伴う 子会社株式の売却による 支出		—	△89,613	—
投資活動による キャッシュ・フロー		1,888,399	4,223,212	2,422,088
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		98,000	87,000	163,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		△18,500	△95,000	△174,500
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の発行による収入		288,083	210,740	573,391
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の償還による支出		△134,330	△71,612	△230,178
少数株主への株式等の 発行による収入		4,272	6,437	233,836
少数株主への減資等による 支出		—	△1,314	—
少数株主からの株式等の 取得による支出		△120,000	—	△120,000
優先株式等の償還による支出		—	—	△218,000
配当金支払額		△131,186	△160,703	△451,913
少数株主への配当金支払額		△34,831	△38,929	△69,138
子会社による当該会社の 自己株式の取得による支出		△30,415	△2,868	△54,503
子会社による当該会社の 自己株式の処分による収入		136	0	136
財務活動による キャッシュ・フロー		△78,772	△66,249	△347,870
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△6,455	21,687	△1,243
V 現金及び現金同等物の 増加額(減少:△)		△2,739,108	287,183	△2,890,548
VI 現金及び現金同等物の期首 残高		5,413,714	2,526,701	5,413,714
VII 新規連結に伴う現金及び 現金同等物の増加額		348	—	348
VIII 連結除外に伴う現金及び 現金同等物の減少額		—	—	△191
IX 連結子会社の合併による 現金及び現金同等物の増加額		—	—	3,377
X 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		2,674,955	2,813,884	2,526,701

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 193社 主要な会社名 UFJニコス株式会社 UnionBanCal Corporation なお、ZAO Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Eurasia) 他20社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、近畿日本信販株式会社他1社は、清算により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。	(1) 連結子会社 174社 主要な会社名 三菱UFJニコス株式会社 UnionBanCal Corporation なお、Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. 他3社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、株式会社ディーシーカード他8社は、清算、合併等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。 UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に変更しております。	(1) 連結子会社 179社 主要な会社名 UFJニコス株式会社 UnionBanCal Corporation なお、ZAO Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Eurasia) 他24社は、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、近畿日本信販株式会社他19社は、清算、合併等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。 UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に変更しております。
	(2) 非連結子会社 該当ありません。	(2) 非連結子会社 該当ありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社8社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準委員会)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。	(2) 非連結子会社 該当ありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 46社 主要な会社名 株式会社中京銀行 ダイヤモンドリース株式会社 UFJセントラルリース株式会社 なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他3社は、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。 また日中架け橋ファンド他2社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 49社 主要な会社名 株式会社中京銀行 三菱UFJリース株式会社 なお、Mitsubishi UFJ Asset Management (HK) Limited他2社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。 また、UFJセントラルリース他3社は、合併等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。 ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 50社 主要な会社名 株式会社中京銀行 ダイヤモンドリース株式会社 UFJセントラルリース株式会社 なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他7社は、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。 また、日中架け橋ファンド他2社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。 ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更しております。</p>
	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 Cswitch Corporation NBA株式会社 ファルマフロンティア株式会社 株式会社フルスロットルズ 株式会社インキュビズ クラブツーリズム株式会社 (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社京都レメディ ス 株式会社パスト ファルマフロンティア株式会社 SSI株式会社 NBA株式会社 (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 Cswitch Corporation 株式会社パスト ファルマフロンティア株式会社 SSI株式会社 NBA株式会社 株式会社シンクパワー (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																														
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>5月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>114社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>64社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>3月末日を中間決算日とする連結子会社及び、5月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	2社	3月末日	3社	4月末日	2社	5月末日	1社	6月末日	114社	7月24日	5社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	64社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>105社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>7社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>56社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在又は7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、平成19年6月28日にBank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. を設立し、当行の中国における6支店2出張所は平成19年7月1日付で同社の支店・出張所となりました。上記支店・出張所の移管については、重要な取引として調整を行っております。同社の平成19年7月1日から同年9月30日までの期間の損益は中間連結損益計算書に反映されておりませんが、その影響は軽微であります。</p> <p>なお、同社は「アジア・オセアニア」セグメントに属しております。</p>	11月末日	2社	4月末日	2社	6月末日	105社	7月24日	7社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	56社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>106社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>7社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>60社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	5月末日	2社	10月末日	2社	12月末日	106社	1月24日	7社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	60社
11月末日	2社																																																
3月末日	3社																																																
4月末日	2社																																																
5月末日	1社																																																
6月末日	114社																																																
7月24日	5社																																																
7月末日	1社																																																
8月末日	1社																																																
9月末日	64社																																																
11月末日	2社																																																
4月末日	2社																																																
6月末日	105社																																																
7月24日	7社																																																
7月末日	1社																																																
8月末日	1社																																																
9月末日	56社																																																
5月末日	2社																																																
10月末日	2社																																																
12月末日	106社																																																
1月24日	7社																																																
1月末日	1社																																																
2月末日	1社																																																
3月末日	60社																																																

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(B) 同左	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(平成18年3月30日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これによる連結貸借対照表及び連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p> <p>(B) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物： 15年～50年 動産： 2年～20年 また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～10年)に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 (会計方針の変更) 平成18年3月31日終了連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は1,805百万円、「社債」は同額減少しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 なお、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。 (会計方針の変更) 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行差金」は1,619百万円、「社債」は同額、それぞれ減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は842,227百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は727,765百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は762,105百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 同左 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(10)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	
	<p>(11)偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社U F J銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社U F J銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額39,168百万円を偶発損失引当金として計上しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前連結会計年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、21,444百万円、その他負債に含めて表示していたものは14,779百万円、前中間連結会計期間末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、7,916百万円、その他負債に含めて表示していたものは10,470百万円であります。</p>	<p>(11)偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>	<p>(11)偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社U F J銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社U F J銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額40,530百万円を偶発損失引当金として計上しております。</p> <p>なお、当連結会計年度より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前連結会計年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは21,444百万円、その他負債に含めて表示していたものは14,779百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(12)構造改革損失引当金の計上基準 連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。	
	(13)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金31百万円及び証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。	(13)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金31百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。	(13)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金31百万円及び証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(A) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(B) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>		<p>(A) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(B) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び国内銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(15)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(15)リース取引の処理方法 同左	(15)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。ヘッジ対象とヘッ	(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。ヘッジ対象とヘッ	(16)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。ヘッジ対象とヘッ

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しており</p>	<p>ジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しており</p>	<p>ジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しており</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ます。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は51,682百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は76,871百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>ます。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,245百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は52,130百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>ます。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は40,256百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は63,434百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。	(八)連結会社間取引等 同左	(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
	(17)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計期間の費用として計上しております。	(17)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。	(17)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。
	(18)手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	(18)手形割引及び再割引の会計処理 同左	(18)手形割引及び再割引の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期性預け金と譲渡性預け金以外のものではありません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,936,079百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)および企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準および同適用指針を適用しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,320,488百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(平成18年9月8日 企業会計基準委員会)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更)</p> <p>当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。</p> <p>なお、この変更により経常利益は542百万円増加し、税金等調整前中間純利益及び中間純利益は、4,717百万円減少しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>中間連結財務諸表規則の改正、及び「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成18年4月28日内閣府令第60号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたリース資産及びソフトウェアは、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は、「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(3) 営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたリース資産及びソフトウェアの取得による支出、並びに売却による収入は、中間連結貸借対照表の「その他資産」に含めて表示しておりましたリース資産及びソフトウェアが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示されたことに伴い、投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の取得による支出」及び「無形固定資産の取得による支出」、並びに「有形固定資産の売却による収入」及び「無形固定資産の売却による収入」に含めて表示しております。また、上記に伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたリース資産に係る減価償却費につきましては、「減価償却費」に含めて表示しております。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成19年9月28日内閣府令第76号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行なわれ、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、「その他負債」に含めて計上しておりました「役員退職慰労引当金」は、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は945百万円、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は649百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金が「役員退職慰労引当金」に区分して表示されたことに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金の純増減は、「役員退職慰労引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は238百万円、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は△57百万円であります。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(事業区分の変更)</p> <p>従来、区分表示しておりました「証券業」の区分につきましては、平成17年7月に連結子会社の三菱証券株式会社(現 三菱UFJ証券株式会社)が株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)の直接出資子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より「その他」の区分に含めて表示しております。</p> <p>また、平成18年1月にUFJニコス株式会社が連結子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より、従来「その他」の区分に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(事業区分の変更)</p> <p>従来、区分表示しておりました「証券業」の区分につきましては、平成17年7月に連結子会社の三菱証券株式会社(現 三菱UFJ証券株式会社)が株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)の直接出資子会社となったことに伴い、当連結会計年度より「その他」の区分に含めて表示しております。</p> <p>また、平成18年1月にUFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)が連結子会社となったことに伴い、当連結会計年度より、従来「その他」の区分に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式116,174百万円及び出資金96百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に49,984百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れられている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,414,360百万円、再貸付に供している有価証券は959,303百万円、当中間連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,912,894百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,186,599百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は9,211百万円であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式155,052百万円及び出資金1,377百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に369,752百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れられている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,372,223百万円、再貸付に供している有価証券は526,489百万円、当中間連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは7,247,563百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,088,699百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,680百万円であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式130,290百万円及び出資金592百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は5,343百万円であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に129,459百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れられている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,234,509百万円、再貸付に供している有価証券は652,184百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは9,635,687百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,168,193百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は18,193百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は49,730百万円、延滞債権額は639,675百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,866百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は637,087百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は30,280百万円、延滞債権額は816,591百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,882百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は410,907百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は36,092百万円、延滞債権額は745,933百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,686百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は562,461百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																																										
<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,344,359百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">1,392</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">595,035</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">2,342,221</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">9,920</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,248</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">253,388</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">485,000</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">1,946,811</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">598</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,392</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金328,569百万円、有価証券7,226,304百万円、貸出金4,214,048百万円及びその他資産3,339百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は955,701百万円、有価証券は6,409,197百万円であり、対応する売現先勘定は3,596,944百万円、債券貸借取引受入担保金は3,485,324百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,392	有価証券	595,035	貸出金	2,342,221	その他資産	9,920	有形固定資産	1,248		百万円	預金	253,388	コールマネー及び売渡手形	485,000	借入金	1,946,811	社債	598	支払承諾	1,392	<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,273,662百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">1,124</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,033,700</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">208,993</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">2,475</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">662</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">374</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">293,359</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">612,000</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">239,506</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,124</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金158,369百万円、買入金銭債権662,081百万円、有価証券3,215,407百万円、貸出金5,833,919百万円及びその他資産6,163百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,026,333百万円、有価証券は5,514,451百万円であり、対応する売現先勘定は3,009,374百万円、債券貸借取引受入担保金は3,057,676百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,124	有価証券	1,033,700	貸出金	208,993	その他資産	2,475	有形固定資産	662	無形固定資産	374		百万円	預金	293,359	コールマネー及び売渡手形	612,000	借入金	239,506	支払承諾	1,124	<p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,362,174百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">1,257</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">995,294</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">793,539</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">2,553</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">696</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">283</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">247,879</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">570,000</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">829,953</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">651</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,257</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金241,635百万円、買入金銭債権11,911百万円、有価証券2,957,357百万円、貸出金5,248,508百万円及びその他資産5,955百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は871,996百万円、有価証券は5,803,243百万円であり、対応する売現先勘定は3,228,801百万円、債券貸借取引受入担保金は3,252,833百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,257	有価証券	995,294	貸出金	793,539	その他資産	2,553	有形固定資産	696	無形固定資産	283		百万円	預金	247,879	コールマネー及び売渡手形	570,000	借入金	829,953	社債	651	支払承諾	1,257
	百万円																																																																											
現金預け金	1,392																																																																											
有価証券	595,035																																																																											
貸出金	2,342,221																																																																											
その他資産	9,920																																																																											
有形固定資産	1,248																																																																											
	百万円																																																																											
預金	253,388																																																																											
コールマネー及び売渡手形	485,000																																																																											
借入金	1,946,811																																																																											
社債	598																																																																											
支払承諾	1,392																																																																											
	百万円																																																																											
現金預け金	1,124																																																																											
有価証券	1,033,700																																																																											
貸出金	208,993																																																																											
その他資産	2,475																																																																											
有形固定資産	662																																																																											
無形固定資産	374																																																																											
	百万円																																																																											
預金	293,359																																																																											
コールマネー及び売渡手形	612,000																																																																											
借入金	239,506																																																																											
支払承諾	1,124																																																																											
	百万円																																																																											
現金預け金	1,257																																																																											
有価証券	995,294																																																																											
貸出金	793,539																																																																											
その他資産	2,553																																																																											
有形固定資産	696																																																																											
無形固定資産	283																																																																											
	百万円																																																																											
預金	247,879																																																																											
コールマネー及び売渡手形	570,000																																																																											
借入金	829,953																																																																											
社債	651																																																																											
支払承諾	1,257																																																																											

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は57,786,041百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,533,962百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,615,216百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 70,264百万円</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,468百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,230,743百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,206,236百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,208,464百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 86,662百万円 (当中間連結会計期間 圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 84,919百万円 (当中間連結会計期間 圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 84,970百万円 (当連結会計年度 圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,028,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金929,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金937,000百万円が含まれております。</p>
<p>※13 社債には、劣後特約付社債2,760,148百万円が含まれております。</p>	<p>※13 社債には、劣後特約付社債3,032,094百万円が含まれております。</p>	<p>※13 社債には、劣後特約付社債2,969,724百万円が含まれております。</p>
	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,335,089百万円であります。</p>	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,499,450百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、リース子会社に係る受取リース料71,307百万円、株式等売却益22,415百万円及び貸出債権等の売却に係る利益10,308百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却67,291百万円、リース子会社に係るリース原価52,669百万円及び株式等償却12,631百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益85,101百万円、リース業を営む連結子会社に係る受取リース料76,995百万円及び貸出債権等の売却に係る利益4,830百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額151,447百万円、貸出金償却85,709百万円、リース業を営む連結子会社に係るリース原価66,711百万円及び株式等償却37,071百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、リース業を営む連結子会社に係る受取リース料156,856百万円、株式等売却益138,811百万円及び貸出債権等の売却に係る利益12,132百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金償却191,280百万円、リース業を営む連結子会社に係るリース原価115,118百万円及び株式等償却28,846百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	9,822,054	435,906	—	10,257,961	注1
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	10,178,754	435,906	—	10,614,661	
自己株式					
第一回第三種優先株式	—	9,300	—	9,300	注2
第一回第四種優先株式	—	79,700	—	79,700	注3
第一回第五種優先株式	—	150,000	—	150,000	注4
合計	—	239,000	—	239,000	

(注) 1 普通株式の増加は435,906千株は、第一回第三種優先株式、第一回第四種優先株式、第一回第五種優先株式の取得請求による増加であります。

2 第一回第三種優先株式の自己株式の増加9,300千株は、取得請求による増加であります。

3 第一回第四種優先株式の自己株式の増加79,700千株は、取得請求による増加であります。

4 第一回第五種優先株式の自己株式の増加150,000千株は、取得請求による増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	123,365	12.56	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第三種優先株式	429	15.90	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第四種優先株式	1,482	18.60	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第五種優先株式	2,910	19.40	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	317,586	その他 利益剰余金	30.96	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30.00	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第一回第三種 優先株式	140	その他 利益剰余金	7.95	平成18年9月30日	平成18年11月21日

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,257,961	—	—	10,257,961	
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	10,614,661	—	—	10,614,661	
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	—	—	9,300	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	—	—	239,000	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	157,562	15.36	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （百万円）	配当の原資	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月21日 取締役会	普通株式	295,737	その他 利益剰余金	28.83	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30.00	平成19年9月30日	平成19年11月22日
	第一回第三種 優先株式	140	その他 利益剰余金	7.95	平成19年9月30日	平成19年11月22日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,822,054	435,906	—	10,257,961	注1
第一回第二種 優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種 優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種 優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種 優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	10,178,754	435,906	—	10,614,661	
自己株式					
第一回第三種 優先株式	—	9,300	—	9,300	注2
第一回第四種 優先株式	—	79,700	—	79,700	注3
第一回第五種 優先株式	—	150,000	—	150,000	注4
合計	—	239,000	—	239,000	

注1 普通株式の増加435,906千株は、第一回第三種優先株式、第一回第四種優先株式、第一回第五種優先株式の取得請求による増加であります。

注2 第一回第三種優先株式の自己株式の増加9,300千株は、取得請求による増加であります。

注3 第一回第四種優先株式の自己株式の増加79,700千株は、取得請求による増加であります。

注4 第一回第五種優先株式の自己株式の増加150,000千株は、取得請求による増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	123,365	12.56	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第二種 優先株式	3,000	30.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第三種 優先株式	429	15.90	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第四種 優先株式	1,482	18.60	平成18年3月31日	平成18年6月28日
	第一回第五種 優先株式	2,910	19.40	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	317,586	30.96	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第一回第二種 優先株式	3,000	30.00	平成18年9月30日	平成18年11月21日
	第一回第三種 優先株式	140	7.95	平成18年9月30日	平成18年11月21日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	157,562	その他利益 剰余金	15.36	平成19年 3月31日	平成19年 6月27日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他利益 剰余金	30.00	平成19年 3月31日	平成19年 6月27日
	第一回第三種 優先株式	140	その他利益 剰余金	7.95	平成19年 3月31日	平成19年 6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在
百万円	百万円	百万円
現金預け金勘定 7,926,420	現金預け金勘定 10,458,084	現金預け金勘定 7,814,091
定期性預け金及び 譲渡性預け金 $\Delta 5,251,465$	定期性預け金及び 譲渡性預け金 $\Delta 7,644,200$	定期性預け金及び 譲渡性預け金 $\Delta 5,287,390$
現金及び 現金同等物 <u>2,674,955</u>	現金及び 現金同等物 <u>2,813,884</u>	現金及び 現金同等物 <u>2,526,701</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>191,013百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>131,284百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>322,297百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>99,034百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>48,675百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>147,709百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>91,978百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>82,609百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>174,587百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	191,013百万円	無形固定資産	131,284百万円	合計	322,297百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	99,034百万円	無形固定資産	48,675百万円	合計	147,709百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	91,978百万円	無形固定資産	82,609百万円	合計	174,587百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>168,958百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>134,509百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>303,468百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>83,522百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>68,176百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>151,699百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>301百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>338百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>85,134百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>66,296百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>151,430百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	168,958百万円	無形固定資産	134,509百万円	合計	303,468百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	83,522百万円	無形固定資産	68,176百万円	合計	151,699百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	301百万円	無形固定資産	37百万円	合計	338百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	85,134百万円	無形固定資産	66,296百万円	合計	151,430百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>181,398百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>132,608百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>136百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>314,208百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>91,399百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>58,359百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>52百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>149,854百万円</td></tr> <tr><td>年度末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>89,999百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>74,249百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>164,354百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		建物	63百万円	その他の有形固定資産	181,398百万円	ソフトウェア	132,608百万円	その他の無形固定資産	136百万円	合計	314,208百万円	減価償却累計額相当額		建物	42百万円	その他の有形固定資産	91,399百万円	ソフトウェア	58,359百万円	その他の無形固定資産	52百万円	合計	149,854百万円	年度末残高相当額		建物	20百万円	その他の有形固定資産	89,999百万円	ソフトウェア	74,249百万円	その他の無形固定資産	84百万円	合計	164,354百万円
取得価額相当額																																																																																														
有形固定資産	191,013百万円																																																																																													
無形固定資産	131,284百万円																																																																																													
合計	322,297百万円																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																														
有形固定資産	99,034百万円																																																																																													
無形固定資産	48,675百万円																																																																																													
合計	147,709百万円																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																														
有形固定資産	91,978百万円																																																																																													
無形固定資産	82,609百万円																																																																																													
合計	174,587百万円																																																																																													
取得価額相当額																																																																																														
有形固定資産	168,958百万円																																																																																													
無形固定資産	134,509百万円																																																																																													
合計	303,468百万円																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																														
有形固定資産	83,522百万円																																																																																													
無形固定資産	68,176百万円																																																																																													
合計	151,699百万円																																																																																													
減損損失累計額相当額																																																																																														
有形固定資産	301百万円																																																																																													
無形固定資産	37百万円																																																																																													
合計	338百万円																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																														
有形固定資産	85,134百万円																																																																																													
無形固定資産	66,296百万円																																																																																													
合計	151,430百万円																																																																																													
取得価額相当額																																																																																														
建物	63百万円																																																																																													
その他の有形固定資産	181,398百万円																																																																																													
ソフトウェア	132,608百万円																																																																																													
その他の無形固定資産	136百万円																																																																																													
合計	314,208百万円																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																														
建物	42百万円																																																																																													
その他の有形固定資産	91,399百万円																																																																																													
ソフトウェア	58,359百万円																																																																																													
その他の無形固定資産	52百万円																																																																																													
合計	149,854百万円																																																																																													
年度末残高相当額																																																																																														
建物	20百万円																																																																																													
その他の有形固定資産	89,999百万円																																																																																													
ソフトウェア	74,249百万円																																																																																													
その他の無形固定資産	84百万円																																																																																													
合計	164,354百万円																																																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 48,550百万円 1年超 128,426百万円 合計 176,976百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 46,033百万円 1年超 108,095百万円 合計 154,128百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 <p style="text-align: right;">271百万円</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 47,375百万円 1年超 119,425百万円 合計 166,801百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 26,984百万円 減価償却費相当額 26,492百万円 支払利息相当額 735百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 25,975百万円 リース資産減損勘定の取崩額 67百万円 減価償却費相当額 25,306百万円 支払利息相当額 624百万円 減損損失 338百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 53,697百万円 減価償却費相当額 52,535百万円 支払利息相当額 1,419百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																														
<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>554,296百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>915百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>555,211百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>237,120百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>587百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>237,707百万円</td></tr> </table> 中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>317,175百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>327百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>317,503百万円</td></tr> </table> <p>・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>112,108百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>242,328百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>354,436百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額のうち中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 59,530百万円 減価償却費 52,498百万円 	取得価額		有形固定資産	554,296百万円	無形固定資産	915百万円	合計	555,211百万円	有形固定資産	237,120百万円	無形固定資産	587百万円	合計	237,707百万円	有形固定資産	317,175百万円	無形固定資産	327百万円	合計	317,503百万円	1年内	112,108百万円	1年超	242,328百万円	合計	354,436百万円	<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>512,666百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>66,194百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>578,861百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>225,598百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>28,217百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>253,816百万円</td></tr> </table> 中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>287,067百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>37,977百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>325,044百万円</td></tr> </table> <p>・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>115,879百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>242,922百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>358,801百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額のうち中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 61,530百万円 減価償却費 52,802百万円 	取得価額		有形固定資産	512,666百万円	無形固定資産	66,194百万円	合計	578,861百万円	有形固定資産	225,598百万円	無形固定資産	28,217百万円	合計	253,816百万円	有形固定資産	287,067百万円	無形固定資産	37,977百万円	合計	325,044百万円	1年内	115,879百万円	1年超	242,922百万円	合計	358,801百万円	<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産及び無形固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>508,387百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>61,247百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>569,635百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額 <table> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>221,844百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>26,335百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>248,179百万円</td></tr> </table> 年度末残高 <table> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>286,543百万円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>34,912百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>321,455百万円</td></tr> </table> <p>・ 未経過リース料年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>114,373百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>240,063百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>354,437百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額のうち年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 119,587百万円 減価償却費 102,573百万円 	取得価額		その他の有形固定資産	508,387百万円	その他の無形固定資産	61,247百万円	合計	569,635百万円	その他の有形固定資産	221,844百万円	その他の無形固定資産	26,335百万円	合計	248,179百万円	その他の有形固定資産	286,543百万円	その他の無形固定資産	34,912百万円	合計	321,455百万円	1年内	114,373百万円	1年超	240,063百万円	合計	354,437百万円
取得価額																																																																																
有形固定資産	554,296百万円																																																																															
無形固定資産	915百万円																																																																															
合計	555,211百万円																																																																															
有形固定資産	237,120百万円																																																																															
無形固定資産	587百万円																																																																															
合計	237,707百万円																																																																															
有形固定資産	317,175百万円																																																																															
無形固定資産	327百万円																																																																															
合計	317,503百万円																																																																															
1年内	112,108百万円																																																																															
1年超	242,328百万円																																																																															
合計	354,436百万円																																																																															
取得価額																																																																																
有形固定資産	512,666百万円																																																																															
無形固定資産	66,194百万円																																																																															
合計	578,861百万円																																																																															
有形固定資産	225,598百万円																																																																															
無形固定資産	28,217百万円																																																																															
合計	253,816百万円																																																																															
有形固定資産	287,067百万円																																																																															
無形固定資産	37,977百万円																																																																															
合計	325,044百万円																																																																															
1年内	115,879百万円																																																																															
1年超	242,922百万円																																																																															
合計	358,801百万円																																																																															
取得価額																																																																																
その他の有形固定資産	508,387百万円																																																																															
その他の無形固定資産	61,247百万円																																																																															
合計	569,635百万円																																																																															
その他の有形固定資産	221,844百万円																																																																															
その他の無形固定資産	26,335百万円																																																																															
合計	248,179百万円																																																																															
その他の有形固定資産	286,543百万円																																																																															
その他の無形固定資産	34,912百万円																																																																															
合計	321,455百万円																																																																															
1年内	114,373百万円																																																																															
1年超	240,063百万円																																																																															
合計	354,437百万円																																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 24,628百万円 1年超 105,788百万円 合計 130,417百万円 (貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 7,405百万円 1年超 18,294百万円 合計 25,700百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 24,884百万円 1年超 104,140百万円 合計 129,024百万円 (貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 4,890百万円 1年超 26,047百万円 合計 30,937百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・ 未経過リース料 1年内 29,328百万円 1年超 104,674百万円 合計 134,003百万円 (貸手側) ・ 未経過リース料 1年内 9,304百万円 1年超 23,276百万円 合計 32,580百万円

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	2,053,445	2,047,718	5,726
その他	386,277	386,577	300
外国債券	36,571	36,871	300
その他	349,706	349,705	0
合計	2,439,723	2,434,296	5,426

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	3,899,463	5,625,510	1,726,046
債券	20,719,259	20,630,953	88,305
国債	18,835,751	18,755,928	79,823
地方債	210,439	210,141	298
社債	1,673,067	1,664,883	8,183
その他	9,329,302	9,489,892	160,589
外国株式	63,458	155,627	92,168
外国債券	5,830,780	5,769,650	61,129
その他	3,435,063	3,564,614	129,550
合計	33,948,025	35,746,356	1,798,330

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	27,287
その他有価証券	
国内株式	536,165
社債	3,636,567
外国株式	116,655
外国債券	117,672

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	2,034,500	2,028,829	5,670
その他	190,982	191,281	298
外国債券	26,015	26,314	299
その他	164,967	164,966	0
合計	2,225,482	2,220,111	5,371

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	3,820,297	5,942,067	2,121,770
債券	15,682,032	15,603,139	78,892
国債	14,359,218	14,285,647	73,570
地方債	192,351	192,088	263
社債	1,130,462	1,125,403	5,058
その他	11,099,283	11,176,485	77,202
外国株式	91,876	220,399	128,523
外国債券	6,271,498	6,195,451	76,047
その他	4,735,908	4,760,634	24,726
合計	30,601,612	32,721,693	2,120,080

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は244百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	14,495
その他有価証券	
国内株式	322,488
社債	3,616,626
外国株式	71,795
外国債券	143,771

前連結会計年度

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等も含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	3,276,346	8,360

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	2,053,972	2,046,520	7,452	64	7,516
外国債券	28,731	29,361	629	1,193	564
その他	247,096	247,095	0		0
合計	2,329,800	2,322,977	6,823	1,258	8,081

- (注) 1 時価は、連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内株式	3,865,836	6,118,898	2,253,062	2,353,418	100,356
国内債券	19,660,405	19,582,339	78,066	9,320	87,386
国債	17,957,900	17,884,733	73,166	5,082	78,249
地方債	222,528	222,477	51	891	942
社債	1,479,976	1,475,128	4,848	3,345	8,194
外国株式	62,242	177,179	114,937	116,535	1,597
外国債券	6,788,336	6,731,840	56,495	16,795	73,291
その他	3,923,618	4,089,353	165,735	186,051	20,316
合計	34,300,438	36,699,611	2,399,172	2,682,120	282,948

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	28,970,485	196,124	58,655

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	24,223
その他有価証券	
国内株式	422,127
社債	3,733,241
外国株式	76,859
外国債券	136,827

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
国内債券	10,349,847	10,535,012	2,041,218	2,450,016
国債	9,687,937	7,021,731	1,108,014	2,121,023
地方債	32,895	130,822	63,117	3,627
社債	629,014	3,382,458	870,087	325,366
外国債券	757,544	2,581,337	826,569	2,013,938
その他	301,637	193,177	939,345	2,536,790
合計	11,409,028	13,309,527	3,807,134	7,000,746

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	128,773	129,659	885

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

当中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	7,485	8,320	835

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	130,577	1,584

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	111,671	112,569	898	921	23

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,810,827
その他有価証券	1,809,942
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	885
繰延税金負債	735,123
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,075,703
少数株主持分相当額	10,505
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,017
その他有価証券評価差額金	1,062,180

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額11,612百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,139,838
その他有価証券	2,139,003
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	835
繰延税金負債	868,777
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,271,061
少数株主持分相当額	10,471
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,688
その他有価証券評価差額金	1,255,900

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額244百万円(費用)を除いております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額18,678百万円(益)を含めております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,421,246
その他有価証券	2,420,348
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	898
繰延税金負債	976,257
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,444,988
少数株主持分相当額	13,215
持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	453
その他有価証券評価差額金	1,431,320

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額21,175百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	19,044,106	966	966
	金利オプション	12,505,751	141	56
店頭	金利先渡契約	235,800	68	68
	金利スワップ	543,202,938	140,845	140,845
	スワップション	32,590,777	713	5,460
	その他	10,224,565	778	4,027
	合計		141,948	151,174

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	12,631	89	89
店頭	通貨スワップ	40,389,290	34,982	34,982
	為替予約	62,801,815	75,232	75,232
	通貨オプション	22,986,350	175,563	15,724
	合計		65,438	94,400

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	2,083,926	463	463
	債券先物オプション	365,565	247	100
店頭	債券店頭オプション	3,302,910	2,133	1,326
	合計		2,350	1,689

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物			
店頭	商品スワップ	769,374	3,253	3,253
	商品オプション	183,560	64	64
	合計		3,318	3,318

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	8,968,290	1,545	1,545

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	502		9

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	15,824,270	2,026	2,026
	金利オプション	22,210,499	127	317
店頭	金利先渡契約	3,612,150	176	176
	金利スワップ	559,304,277	161,540	161,540
	スワップション	25,583,190	2,981	9,791
	その他	7,434,068	4,670	6,603
	合計		167,470	175,767

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	13,263	45	45
店頭	通貨スワップ	40,370,641	44,283	44,283
	為替予約	77,610,175	214,292	214,292
	通貨オプション	35,087,612	153,229	10,751
	合計		16,734	159,212

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	1,464,788	44	44
	債券先物オプション	141,371	5	6
店頭	債券店頭オプション	80,000	4	4
	合計		53	55

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物			
店頭	商品スワップ	804,202	4,098	4,098
	商品オプション	227,125		
	合計		4,098	4,098

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	9,104,143	321	321

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	707		14

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

当行及び連結子会社の行っているデリバティブ取引には、金利・通貨等先物取引、金利・為替先渡取引、先物外国為替取引、金利・通貨等スワップ取引、金利・通貨等オプション取引などがあります。

なお、当行では、行内で定めるリスク管理・運営方針に基づき、主として以下の目的でデリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。

- ・顧客へのリスクヘッジ手段の提供
- ・短期的な為替・金利等の見通しに基づくトレーディング
- ・資産・負債に係わる為替・金利リスクの調整、ヘッジ

ヘッジ目的の取引においては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一になるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとして、市場リスク及び取引に伴い発生する信用リスクがあります。

市場リスクとは金利、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、信用リスクとは取引相手方の財政状態の悪化により、契約が履行されなくなり損失を被るリスクであります。当行では、他の取引と同様デリバティブ取引についても、市場リスク、信用リスク別に、可能な限り統一的手法で測定・管理を行っております。

市場リスクにつきましては、経営会議から半期毎及び業務毎にバリュー・アット・リスク(保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標)を用いた権限を付与し、行内の独立した市場リスクの管理部署である総合リスク管理部が日次、グローバル・連結ベースで銀行全体のリスクの量を内部モデルにより計測、管理し、直接経営陣に報告しております。

一方、信用リスクにつきましては、フロント組織から独立した与信所管部による判断に基づき、システム等により再構築コスト及び再構築コストの将来の変動を考慮に入れた与信残高の把握と管理を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	売建	10,047,300	1,450,328	7,432	7,432
		買建	7,732,511	1,131,111	7,244	7,244
	金利オプション	売建	5,930,728	147,562	556	143
		買建	6,162,104	306,930	1,022	94
店頭	金利先渡契約	売建				
		買建	180,026		0	0
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	298,677,969	219,726,836	241,137	241,137
		受取変動・ 支払固定	272,079,425	211,252,924	3,499	3,499
		受取変動・ 支払変動	29,447,199	21,852,062	81,350	81,350
		受取固定・ 支払固定	825,352	651,748	2,328	2,328
	金利スワップ ション	売建	19,031,613	6,304,195	106,824	10,970
		買建	17,875,411	6,185,603	108,745	15,377
	その他	売建	4,417,239	3,063,108	17,459	1,341
		買建	4,462,245	2,742,204	20,304	6,961
合計					166,004	170,846

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	売建	10,968	169	105	105
		買建	334	334		
店頭	通貨スワップ		42,075,329	32,386,764	9,397	9,397
	為替予約	売建	36,545,356	381,449	294,998	294,998
		買建	40,452,751	477,466	481,528	481,528
	通貨オプション	売建	15,249,450	8,015,567	568,164	19,396
買建		14,162,028	7,607,497	375,723	20,065	
合計					3,380	156,360

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	売建	649,798		1,321	1,321
		買建	512,423		803	803
	債券先物 オプション	売建	43,908		57	3
		買建	85,418		291	61
店頭	債券店頭 オプション	売建	24,000		3	56
		買建	24,000		159	91
合計					908	724

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	売建				
		買建				
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	315,375	194,071	154,939	154,939
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	541,325	409,691	159,333	159,333
	商品オプ ション	売建	115,958	22,159	5,709	5,631
		買建	115,968	22,159	5,716	5,638
合計					4,401	4,401

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に
 基づき算定しております。
- 3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,876,357	3,621,609	9,488	9,488
		買建	4,710,182	4,404,561	11,030	11,030
合計					1,542	1,542

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成19年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	121	55	17	5
		買建	121	55	17	11
合計						5

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,958,379	231,569	85,203	2,275,152	—	2,275,152
(2) セグメント間の内部 経常収益	10,064	5,477	7,426	22,968	(22,968)	—
計	1,968,444	237,047	92,629	2,298,121	(22,968)	2,275,152
経常費用	1,499,848	177,357	89,907	1,767,114	(26,845)	1,740,268
経常利益	468,595	59,689	2,722	531,007	3,877	534,884

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、証券業、リース業等が属しております。

3 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「証券業」の区分につきましては、平成17年7月に連結子会社の三菱証券株式会社(現 三菱UFJ証券株式会社)が株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)の直接出資子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より「その他」の区分に含めて表示しております。

また、平成18年1月にUFJニコス株式会社が連結子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より、従来「その他」の区分に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度における「クレジットカード業」の経常収益、経常費用並びに経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間	前連結会計年度
経常収益	48,533百万円	192,361百万円
経常費用	46,601百万円	163,121百万円
経常利益	1,932百万円	29,239百万円

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,246,933	219,073	89,730	2,555,737	—	2,555,737
(2) セグメント間の内部 経常収益	11,976	5,911	14,216	32,104	(32,104)	—
計	2,258,910	224,984	103,947	2,587,842	(32,104)	2,555,737
経常費用	1,887,475	278,704	101,029	2,267,210	(37,091)	2,230,118
経常利益 (△は経常損失)	371,435	△53,720	2,917	320,632	4,986	325,618

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、証券業、リース業等が属しております。

3 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により、「クレジットカード業」の経常利益は542百万円増加しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,220,103	478,964	180,461	4,879,528	—	4,879,528
(2) セグメント間の 内部経常収益	22,831	11,221	16,585	50,638	(50,638)	—
計	4,242,934	490,185	197,046	4,930,166	(50,638)	4,879,528
経常費用	3,179,994	480,213	184,391	3,844,599	(143,549)	3,701,050
経常利益	1,062,940	9,971	12,654	1,085,566	92,911	1,178,478
II 資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	152,108,870	4,450,358	701,711	157,260,940	(1,397,892)	155,863,048
減価償却費	138,657	22,669	101,304	262,631	—	262,631
資本的支出	222,407	34,083	129,815	386,306	—	386,306

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、証券業、リース業等が属しております。

3 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、銀行業の資産が1,619百万円減少しております。

4 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「証券業」の区分につきましては、平成17年7月に連結子会社の三菱証券株式会社(現 三菱UFJ証券株式会社)が株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)の直接出資子会社となったことに伴い、当連結会計年度より「その他」の区分に含めて表示しております。

また、平成18年1月にUFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)が連結子会社となったことに伴い、当連結会計年度より、従来「その他」の区分に含まれていた「クレジットカード業」を区分して開示しております。なお、前連結会計年度における「クレジットカード業」は、それぞれ以下のとおりであります。

前連結会計年度	
経常収益	192,361百万円
経常費用	163,121百万円
経常利益	29,239百万円
資産	4,680,730百万円
減価償却費	6,560百万円
資本的支出	9,509百万円

5 「クレジットカード業」の経常費用には、UFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)における利息返還請求による損失にかかる偶発損失引当金の期首時点における見積もり方法変更差額14,076百万円が含まれております。

6 従来、貸倒引当金繰入額は、連結全体で貸倒引当金戻入益と相殺の上、貸倒引当金繰入額が上回る場合にのみ、各セグメントの経常費用として計上しておりましたが、「銀行業」以外のセグメントの貸倒引当金繰入額の重要性が増したことに伴い、当連結会計年度より各セグメント毎に貸倒引当金繰入額と貸倒引当金戻入益を相殺の上、貸倒引当金繰入額が上回るセグメントについては、当該セグメントの経常費用として計上しております。

なお、当連結会計年度の表示方法を適用した場合の当中間連結会計期間における「クレジットカード業」、「計」及び「消去又は全社」並びに前連結会計年度における「証券業」、「その他」、「計」及び「消去又は全社」の経常費用及び経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

当中間連結会計期間	クレジットカード業	計	消去又は全社
経常費用	233,987百万円	1,823,743百万円	(83,475百万円)
経常利益	3,060百万円	474,377百万円	60,506百万円
前連結会計年度	証券業	その他	計
経常費用	50,522百万円	241,153百万円	2,279,613百万円
経常利益	2,723百万円	24,864百万円	680,644百万円
			消去又は全社
			(35,312百万円)
			6,870百万円

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,648,918	343,188	4,150	127,131	151,764	2,275,152	—	2,275,152
(2) セグメント間の 内部経常収益	55,074	38,213	66,547	28,473	39,831	228,140	(228,140)	—
計	1,703,992	381,402	70,698	155,604	191,595	2,503,293	(228,140)	2,275,152
経常費用	1,279,507	312,859	53,881	150,969	156,395	1,953,613	(213,344)	1,740,268
経常利益(△は経常損失)	424,484	68,543	16,816	4,635	35,200	549,680	(14,796)	534,884

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,808,863	409,322	3,813	170,537	163,201	2,555,737	—	2,555,737
(2) セグメント間の 内部経常収益	69,557	32,442	86,462	35,821	37,986	262,270	(262,270)	—
計	1,878,420	441,764	90,276	206,359	201,187	2,818,008	(262,270)	2,555,737
経常費用	1,676,760	375,739	66,731	194,937	171,065	2,485,234	(255,115)	2,230,118
経常利益	201,660	66,025	23,544	11,421	30,121	332,774	(7,155)	325,618

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により、経常利益は542百万円増加しておりますが、この影響は日本におけるものであります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に対す る経常収益	3,519,759	739,997	11,071	282,471	326,229	4,879,528	—	4,879,528
(2) セグメント間の 内部経常収益	111,869	76,962	146,727	62,477	86,207	484,245	(484,245)	—
計	3,631,628	816,959	157,799	344,949	412,437	5,363,773	(484,245)	4,879,528
経常費用	2,702,917	670,173	115,825	327,681	337,486	4,154,085	(453,035)	3,701,050
経常利益 (△は経常損失)	928,710	146,786	41,973	17,267	74,950	1,209,688	(31,210)	1,178,478
II 資産	135,078,521	17,030,759	3,818,690	8,475,250	9,287,906	173,691,128	(17,828,080)	155,863,048

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には、米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して資産が1,619百万円減少しておりますが、この影響は日本におけるものが819百万円、北米におけるものが799百万円であります。

4 日本における経常費用には、UFJニコス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)における利息返還請求による損失にかかる偶発損失引当金の期首時点における見積もり方法変更差額14,076百万円が含まれております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	626,234
II 連結経常収益	2,275,152
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	27.5

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	746,874
II 連結経常収益	2,555,737
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	29.2

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,359,769
II 連結経常収益	4,879,528
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	27.8

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UFJニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成19年9月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は7社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は145,328百万円、負債総額(単純合算)は145,037百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当行及び当行の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等

(単位:百万円)

	主な取引の金額 又は当中間連結会計 期間末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した優先受益権			
総合あっせん債権	—	売却益	—
個品あっせん債権	—	売却益	—
融資債権	—	売却益	—
残存売却代金残高(未収入金)	228	分配益	6
回収サービス業務取引高(注2)	2,277	回収サービス業務収益	2,277

(注)1 平成19年9月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、185,459百万円であります。また、当該劣後受益権等に係る分配益(24,243百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。

2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。

3 「1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」にて記載した特別目的会社との取引金額等について記載しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

企業結合等関係について記載すべき重要なものではありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(共通支配下の取引等関係)

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

② 被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

(2) 企業結合日

平成19年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及びに企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

(1) 発生したのれんの金額 3,244百万円

(2) 発生原因 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(4) 持分変動利益の金額 13,050百万円

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

企業結合等関係について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	640円23銭	663円99銭	678円60銭
1株当たり中間(当期)純利益	43円55銭	15円64銭	73円40銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	41円60銭	15円61銭	71円66銭

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益				
中間(当期)純利益	百万円	431,149	164,140	744,484
普通株主に帰属 しない金額	百万円	3,180	3,635	7,372
うち優先配当額	百万円	3,180	3,635	7,372
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	427,968	160,505	737,111
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	9,826,818	10,257,961	10,041,799
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益 調整額	百万円	140	140	281
うち優先配当額	百万円	140	140	281
普通株式増加数	千株	462,498	31,355	247,517
うち優先株式	千株	462,498	31,355	247,517
希薄化効果を有しない ため、潜在株式調整後 1株当たり中間(当 期)純利益の算定に含 めなかった潜在株式等 の概要		優先株式1種類(発行済 株式数100,000千株) なお、上記優先株式の 概要は「第4 提出会社 の状況」に記載のとおり。	第一回第二種優先株式 (発行済株式数100,000 千株)	第一回第二種優先株式 (発行済株式数100,000 千株)

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	8,461,140	8,694,532	8,890,555
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	1,893,621	1,883,287	1,929,436
うち少数株主持分	百万円	1,587,341	1,576,551	1,622,722
うち優先株式	百万円	303,100	303,100	303,100
うち優先配当額	百万円	3,180	3,635	3,613
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資産額	百万円	6,567,518	6,811,245	6,961,119
1株当たり純資産額の 算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式 の数	千株	10,257,961	10,257,961	10,257,961

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																			
<p>当行は、平成18年11月20日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の子会社であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedが発行した以下の優先出資証券の償還について決議いたしました。</p> <p>(償還する優先出資証券の概要)</p>	<p>1. 三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資</p> <p>当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下三菱UFJニコス)、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下MUFJG)は、平成19年9月20日開催の各取締役会において、三菱UFJニコスが行う第三者割当増資をMUFJGが全額引き受けることを決議し、平成19年11月6日に実施いたしました。</p> <p>(第三者割当増資の概要)</p> <p>(1) 募集または割当方法 第三者割当</p> <p>(2) 発行新株式数 普通株式 400,000,000株 発行価額 1株につき300円 発行価額の総額 1,200億円</p> <p>資本組入額 増加する資本金の額 600億円 増加する資本準備金の額 600億円</p> <p>(3) 申込期間 平成19年11月6日 (4) 払込期日 平成19年11月6日 (5) 取引の目的を含む取引の概要</p> <p>三菱UFJニコスおよびMUFJGは以下の4点を目的に、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資についてMUFJGが全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFJGの完全子会社となる方針に関し基本合意し、平成19年11月6日、第三者割当増資を実施いたしました。</p> <p>①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする事 ②三菱UFJニコスを含めたMUFJGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること ③銀行・信託・証券とならぶ、MUFJGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること ④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFJGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること</p> <p>(6) なお、本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下により当行の連結財務諸表上、持分変動利益が発生する見込みではありますが、その金額は現時点では未定であります。</p>	<p>当行の連結子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当行の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。</p> <p>1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容</p> <p>① 結合企業 名称 UFJニコス株式会社 事業の内容 クレジットカード業</p> <p>② 被結合企業 名称 株式会社ディーシーカード 事業の内容 クレジットカード業</p> <p>(2) 企業結合日 平成19年4月1日</p> <p>(3) 企業結合の法的形式 UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併</p> <p>(4) 結合後企業の名称 三菱UFJニコス株式会社</p> <p>(5) 取引の目的を含む取引の概要 MUFJGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFJGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4 共通支配下の取引等の会計処理」に規定する会計処理を適用いたしました。</p>																																			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="175 533 247 560">発行体</td> <td colspan="3" data-bbox="247 533 566 560">UFJ Preferred Capital 1 Limited</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 560 247 694" rowspan="2">証券の種類</td> <td data-bbox="247 560 351 616">シリーズ 3</td> <td data-bbox="351 560 454 616">シリーズ 4</td> <td data-bbox="454 560 566 616">シリーズ 5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="247 616 454 694">非累積型・変動配当・優先出資証券</td> <td data-bbox="454 616 566 694">非累積型・固定配当・優先出資証券</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 694 247 806">償還期限</td> <td colspan="3" data-bbox="247 694 566 806">本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 806 247 940">配当</td> <td data-bbox="247 806 351 940">非累積型・変動配当</td> <td data-bbox="351 806 454 940">非累積型・変動配当</td> <td data-bbox="454 806 566 940">非累積型・固定配当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 940 247 996">発行総額</td> <td data-bbox="247 940 351 996">900億円</td> <td data-bbox="351 940 454 996">1,180億円</td> <td data-bbox="454 940 566 996">100億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 996 247 1052">払込日</td> <td data-bbox="247 996 351 1052">平成13年10月24日</td> <td data-bbox="351 996 454 1052">平成13年11月8日</td> <td data-bbox="454 996 566 1052">平成13年11月8日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 1052 247 1108">償還対象総額</td> <td data-bbox="247 1052 351 1108">900億円</td> <td data-bbox="351 1052 454 1108">1,180億円</td> <td data-bbox="454 1052 566 1108">100億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 1108 247 1220">償還金額</td> <td data-bbox="247 1108 351 1220">1証券につき1,000万円</td> <td data-bbox="351 1108 454 1220">1証券につき1,000万円</td> <td data-bbox="454 1108 566 1220">1証券につき1,000万円</td> </tr> </table>	発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited			証券の種類	シリーズ 3	シリーズ 4	シリーズ 5	非累積型・変動配当・優先出資証券		非累積型・固定配当・優先出資証券	償還期限	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。			配当	非累積型・変動配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当	発行総額	900億円	1,180億円	100億円	払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日	償還対象総額	900億円	1,180億円	100億円	償還金額	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円		
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited																																				
証券の種類	シリーズ 3	シリーズ 4	シリーズ 5																																		
	非累積型・変動配当・優先出資証券		非累積型・固定配当・優先出資証券																																		
償還期限	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																																				
配当	非累積型・変動配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当																																		
発行総額	900億円	1,180億円	100億円																																		
払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日																																		
償還対象総額	900億円	1,180億円	100億円																																		
償還金額	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円																																		
<p>(償還予定日)</p> <p>平成19年1月25日</p>																																					

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
	<p>2. 連結範囲の変更を伴う株式取得</p> <p>当行は、平成19年11月14日開催の取締役会において、当行の関連会社であるカブドットコム証券株式会社（以下、カブドットコム証券）の普通株式を、100,000株を上限として公開買付け（以下、本公開買付け）によって取得することを決議し、平成19年11月21日から平成19年12月19日まで実施いたしました。</p> <p>また、本公開買付けに先立ち、平成19年11月14日付で、当行は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、MUFJG）、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJニコス株式会社の各社と株式売買契約を締結し、各社が保有するすべてのカブドットコム証券の株式（端株を除く）を、相対取引によって、同年11月13日の株式会社東京証券取引所市場第一部におけるカブドットコム証券株式の終値である1株当たり144,000円で取得いたしました。</p> <p>以上の結果、当行が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は40.45%となりました。カブドットコム証券の取締役の過半数を、当行の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が占めていること等により、カブドットコム証券は当行の連結子会社となりました。なお本公開買付けにより、カブドットコム証券は銀行法上の認可を要するMUFJGの銀行法上の子会社となりましたが、当該認可については、平成19年11月14日にMUFJGが取得しております。</p> <p>(1) 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率</p> <p>① 被取得企業の名称 カブドットコム証券株式会社</p> <p>② 事業の内容 証券業</p> <p>③ 規模</p> <table data-bbox="638 1523 1005 1702"> <tr> <td>資本金</td> <td>7,196百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成19年9月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>460,001百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成19年9月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>83名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成19年9月30日現在)</td> </tr> </table>	資本金	7,196百万円		(平成19年9月30日現在)	総資産	460,001百万円		(平成19年9月30日現在)	従業員数	83名		(平成19年9月30日現在)	
資本金	7,196百万円													
	(平成19年9月30日現在)													
総資産	460,001百万円													
	(平成19年9月30日現在)													
従業員数	83名													
	(平成19年9月30日現在)													

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																										
	<p>④ 企業結合を行った主な理由 オンライン証券の重要性・将来性の高まりと、グループ一体となったコンプライアンス・内部管理体制の一層の充実の必要性といった環境の変化を踏まえ、MUFGグループがカブドットコム証券の総株主の議決権の過半数を確保し、両者の関係と協力体制をより強固なものとする事により、カブドットコム証券に対するガバナンスを一層強化することでグループ一体となった適切な業務推進体制を確立するとともに、MUFGとカブドットコム証券の営業基盤を相互に活用し、インターネットを通じた資産運用ニーズへの対応を中心とするMUFGグループのシナジー拡大を図る必要があると判断したため。また、カブドットコム証券の筆頭株主であり、かつ業務上も最も緊密な協力関係にある当行が、カブドットコム証券株式を追加で取得することがグループ戦略上望ましいと判断したため。</p> <p>⑤ 企業結合日 平成19年12月27日 ⑥ 結合の法的形式 株式取得 ⑦ 取得した議決権比率 13.75%</p> <p>(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <p>① カブドットコム証券の株式 23,366百万円 ② 取得に直接要した支出額 81百万円</p> <p>3. 優先出資証券の償還 当行は、平成19年11月21日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の子会社であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedが発行した以下の優先出資証券の償還について決議いたしました。</p> <p>(1) 償還する優先出資証券の概要</p> <table border="1" data-bbox="582 1366 1029 1937"> <tr> <td>発行体</td> <td colspan="2">UFJ Preferred Capital 1 Limited</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">証券の種類</td> <td>シリーズA 非累積型・変動 配当・優先出資 証券</td> <td>シリーズB 非累積型・固定 配当・優先出資 証券</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td colspan="2">永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>非累積型・変動配当</td> <td>非累積型・固定配当</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>945億円</td> <td>115億円</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成14年9月26日</td> <td>平成14年9月26日</td> </tr> <tr> <td>償還対象総額</td> <td>945億円</td> <td>115億円</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td colspan="2">1証券につき1,000万円</td> </tr> </table> <p>(2) 償還予定日 平成20年1月25日</p>	発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited		証券の種類	シリーズA 非累積型・変動 配当・優先出資 証券	シリーズB 非累積型・固定 配当・優先出資 証券	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。		償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。		配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当	発行総額	945億円	115億円	払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日	償還対象総額	945億円	115億円	償還金額	1証券につき1,000万円		
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited																											
証券の種類	シリーズA 非累積型・変動 配当・優先出資 証券	シリーズB 非累積型・固定 配当・優先出資 証券																										
	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																											
償還期限	永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。																											
配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当																										
発行総額	945億円	115億円																										
払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日																										
償還対象総額	945億円	115億円																										
償還金額	1証券につき1,000万円																											

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)														
	<p>4. 優先出資証券の発行</p> <p>当行は、平成19年11月27日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当行の100%出資子会社 BTMU Preferred Capital 6 Limitedを設立することを決議し、平成19年12月13日に普通株式の払込が完了いたしました。</p> <p>発行した優先出資証券の概要は以下の通りであります。なお、本優先出資証券は、B I S 自己資本比率規制における基本的項目に算入しております。</p> <table border="1" data-bbox="590 593 1021 1075"> <tr> <td data-bbox="590 593 694 705">発行体</td> <td data-bbox="694 593 1021 705">BTMU Preferred Capital 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当行が議決権を100%所有する特別目的子会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 705 694 761">証券の種類</td> <td data-bbox="694 705 1021 761">円建 配当金非累積型 永久優先出資証券</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 761 694 795">発行総額</td> <td data-bbox="694 761 1021 795">1,500億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 795 694 884">配当率</td> <td data-bbox="694 795 1021 884">年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 884 694 918">払込日</td> <td data-bbox="694 884 1021 918">平成19年12月13日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 918 694 952">資金使途</td> <td data-bbox="694 918 1021 952">当行への劣後特約付貸付金に充当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 952 694 1075">優先順位</td> <td data-bbox="694 952 1021 1075">本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。</td> </tr> </table>	発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当行が議決権を100%所有する特別目的子会社	証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券	発行総額	1,500億円	配当率	年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動	払込日	平成19年12月13日	資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充当	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。	
発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当行が議決権を100%所有する特別目的子会社															
証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券															
発行総額	1,500億円															
配当率	年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動															
払込日	平成19年12月13日															
資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充当															
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。															

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	7	7,670,917	5.46	10,255,187	7.47	7,290,057	5.18
コールローン		1,881,991	1.34	683,648	0.50	1,766,390	1.26
買現先勘定	2	255,140	0.18	271,967	0.20	223,278	0.16
債券貸借取引支払保証金	2	1,489,139	1.06	1,546,785	1.13	3,586,380	2.55
買入金銭債権	7	2,625,173	1.87	3,799,199	2.77	3,226,721	2.29
特定取引資産	7	4,514,066	3.21	4,237,453	3.09	4,108,862	2.92
金銭の信託		265,752	0.19	123,486	0.09	242,996	0.17
有価証券	1, 2,7, 15	40,272,163	28.65	35,946,417	26.20	40,705,727	28.95
投資損失引当金		128,238	0.09	123,631	0.09	132,125	0.09
貸出金	2, 3,4, 5,6 7,8	69,538,871	49.48	68,759,103	50.11	68,194,957	48.50
外国為替	2	1,365,537	0.97	1,389,420	1.01	1,395,884	0.99
その他資産		2,868,035	2.04	2,478,798	1.81	2,438,700	1.74
有形固定資産	9, 10, 14	958,401	0.68	965,908	0.70	958,052	0.68
無形固定資産		257,445	0.18	323,280	0.24	297,632	0.21
繰延税金資産		598,212	0.43	203,473	0.15	194,999	0.14
支払承諾見返	15	6,832,565	4.86	7,140,097	5.20	6,886,433	4.90
貸倒引当金		714,493	0.51	791,866	0.58	771,057	0.55
資産の部合計		140,550,683	100.00	137,208,731	100.00	140,613,892	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		98,174,273	69.85	99,029,905	72.18	100,276,681	71.31
譲渡性預金		5,497,619	3.91	5,004,763	3.65	5,516,096	3.92
コールマネー	7	1,823,305	1.30	1,704,743	1.24	1,877,290	1.34
売現先勘定	7	3,596,944	2.56	2,948,214	2.15	3,179,360	2.26
債券貸借取引受入担保金	7	3,428,862	2.44	3,099,857	2.26	3,273,394	2.33
特定取引負債		970,916	0.69	748,235	0.55	658,722	0.47
借入金	2, 7,11	6,057,235	4.31	4,366,024	3.18	4,935,482	3.51
外国為替	2	785,576	0.56	825,444	0.60	1,012,030	0.72
短期社債		294,600	0.21	289,300	0.21	150,600	0.11
社債	12	3,631,585	2.58	3,169,656	2.31	3,359,910	2.39
その他負債		2,422,802	1.73	1,681,340	1.23	2,158,747	1.53
賞与引当金		15,948	0.01	16,056	0.01	15,951	0.01
退職給付引当金		11,239	0.01	10,801	0.01	11,348	0.01
偶発損失引当金		72,515	0.05	86,641	0.06	81,951	0.06
特別法上の引当金	13	31	0.00	31	0.00	31	0.00
再評価に係る 繰延税金負債	14	201,560	0.14	196,946	0.14	197,942	0.14
支払承諾	7, 15	6,832,565	4.86	7,140,097	5.20	6,886,433	4.90
負債の部合計		133,817,583	95.21	130,318,060	94.98	133,591,975	95.01

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		996,973	0.71	996,973	0.73	996,973	0.71
資本剰余金		2,767,590	1.97	2,767,590	2.02	2,767,590	1.97
資本準備金		2,767,590		2,767,590		2,767,590	
利益剰余金		1,698,031	1.21	1,656,486	1.20	1,627,703	1.15
利益準備金		190,044		190,044		190,044	
その他利益剰余金		1,507,987		1,466,442		1,437,658	
行員退職手当基金		2,432		2,432		2,432	
別途積立金		718,196		718,196		718,196	
繰越利益剰余金		787,358		745,813		717,029	
株主資本合計		5,462,595	3.89	5,421,050	3.95	5,392,266	3.83
其他有価証券評価差額金		1,076,356	0.77	1,270,635	0.93	1,435,530	1.02
繰延ヘッジ損益		50,171	0.04	39,904	0.03	46,187	0.03
土地再評価差額金	14	244,320	0.17	238,889	0.17	240,307	0.17
評価・換算差額等合計		1,270,505	0.90	1,469,620	1.07	1,629,650	1.16
純資産の部合計		6,733,100	4.79	6,890,670	5.02	7,021,917	4.99
負債及び純資産の部合計		140,550,683	100.00	137,208,731	100.00	140,613,892	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,694,948	100.00	1,941,878	100.00	3,651,533	100.00
資金運用収益		1,152,772		1,379,950		2,466,446	
(うち貸出金利息)		(678,840)		(794,108)		(1,434,893)	
(うち有価証券利息配当金)		(262,341)		(330,818)		(589,836)	
役務取引等収益		271,565		260,936		550,592	
特定取引収益		60,588		99,129		140,198	
その他業務収益		164,593		101,658		304,491	
その他経常収益	1	45,427		100,203		189,805	
経常費用		1,336,597	78.86	1,669,695	85.98	2,816,984	77.15
資金調達費用		577,865		764,806		1,282,373	
(うち預金利息)		(268,392)		(370,097)		(599,324)	
役務取引等費用		61,690		64,049		125,048	
特定取引費用				832			
その他業務費用		68,979		72,878		100,525	
営業経費	2	527,821		564,774		1,084,446	
その他経常費用	3	100,240		202,353		224,589	
経常利益		358,350	21.14	272,183	14.02	834,549	22.85
特別利益	4	234,954	13.86	32,712	1.68	190,255	5.21
特別損失	5	48,802	2.88	10,594	0.55	66,764	1.83
税引前中間(当期)純利益		544,502	32.12	294,301	15.15	958,040	26.23
法人税、住民税及び事業税		8,837	0.52	18,035	0.93	15,184	0.41
法人税等調整額		112,752	6.65	88,196	4.54	273,558	7.49
中間(当期)純利益		422,912	24.95	188,069	9.68	669,298	18.33

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				海外投資等 損失準備金	行員退職 手当基金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	1	2,432	718,196	494,209	1,404,884	5,169,447
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)								△131,186	△131,186	△131,186
中間純利益								422,912	422,912	422,912
海外投資等損失準備金取崩額					△1			1	—	—
土地再評価差額金取崩額								1,421	1,421	1,421
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	△1	—	—	293,148	293,147	293,147
平成18年9月30日残高(百万円)	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	—	2,432	718,196	787,358	1,698,031	5,462,595

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	1,190,391	—	245,742	1,436,133	6,605,581
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△131,186
中間純利益					422,912
海外投資等損失準備金取崩額					—
土地再評価差額金取崩額					1,421
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△114,035	△50,171	△1,421	△165,628	△165,628
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△114,035	△50,171	△1,421	△165,628	127,518
平成18年9月30日残高(百万円)	1,076,356	△50,171	244,320	1,270,505	6,733,100

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					行員退職 手当基金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	2,432	718,196	717,029	1,627,703	5,392,266
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当							△160,703	△160,703	△160,703
中間純利益							188,069	188,069	188,069
土地再評価差額金取崩額							1,417	1,417	1,417
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	—	—	28,783	28,783	28,783
平成19年9月30日残高(百万円)	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	2,432	718,196	745,813	1,656,486	5,421,050

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	1,435,530	△46,187	240,307	1,629,650	7,021,917
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△160,703
中間純利益					188,069
土地再評価差額金取崩額					1,417
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△164,894	6,282	△1,417	△160,029	△160,029
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△164,894	6,282	△1,417	△160,029	△131,246
平成19年9月30日残高(百万円)	1,270,635	△39,904	238,889	1,469,620	6,890,670

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					海外投資等 損失準備金	行員退職 手当基金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	1	2,432	718,196	494,209	1,404,884	5,169,447
事業年度中の変動額										
剰余金の配当								△451,913	△451,913	△451,913
当期純利益								669,298	669,298	669,298
海外投資等損失準備金取崩額					△1			1	—	—
土地再評価差額金取崩額								5,434	5,434	5,434
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	△1	—	—	222,819	222,818	222,818
平成19年3月31日残高(百万円)	996,973	2,767,590	2,767,590	190,044	—	2,432	718,196	717,029	1,627,703	5,392,266

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	1,190,391	—	245,742	1,436,133	6,605,581
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△451,913
当期純利益					669,298
海外投資等損失準備金取崩額					—
土地再評価差額金取崩額					5,434
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	245,138	△46,187	△5,434	193,516	193,516
事業年度中の変動額合計(百万円)	245,138	△46,187	△5,434	193,516	416,335
平成19年3月31日残高(百万円)	1,435,530	△46,187	240,307	1,629,650	7,021,917

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（平成18年3月30日 企業会計基準委員会）が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これによる中間貸借対照表及び中間損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>		<p>金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（平成18年3月30日 企業会計基準委員会）が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これによる貸借対照表及び損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は631,226百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は545,964百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は549,999百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社U F J銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社U F J銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額39,168百万円を偶発損失引当金として計上しております。</p> <p>なお、当中間会計期間より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他の負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前事業年度末に貸倒引当金に含</p>	<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>	<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社U F J銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社U F J銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額40,530百万円を偶発損失引当金として計上しております。</p> <p>なお、当事業年度より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他の負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前事業年度末に貸倒引当金に含</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	めて表示していたものは、21,444百万円、その他負債に含めて表示していたものは2,291百万円、前中間会計期間末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、7,916百万円、その他負債に含めて表示していたものは2,065百万円であります。		含めて表示していたものは21,444百万円、その他の負債に含めて表示していたものは2,291百万円であります。
	(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	—————	(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
	—————	(7) 金融商品取引責任準備金 受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 なお、従来、金融先物取引法第81条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。	—————
6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7 繰延資産の処理方法	<p>社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成18年3月31日終了事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は1,784百万円、「社債」は同額減少しております。</p>	<p>社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行差金」は1,619百万円、「社債」は同額、それぞれ減少しております。</p>
8 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は51,682百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は76,871百万円（同前）であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は32,245百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は52,130百万円（同前）であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は40,256百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は63,434百万円（同前）であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ハ)内部取引 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。	(ハ)内部取引 同左	(ハ)内部取引 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用に計上しております。	同左
11 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は6,783,271百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,068,104百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>中間財務諸表等規則の改正、及び「無尽業法施行規則」等の一部を改正する内閣府令(平成18年4月28日 内閣府令第60号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「行員退職手当基金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,346,154百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に49,984百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,397,562百万円、再貸付に供している有価証券は882,327百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,864,108百万円です。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,173,933百万円です。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は9,211百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は39,781百万円、延滞債権額は、500,684百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,460,076百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に369,752百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,363,199百万円、再貸付に供している有価証券は526,489百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは7,213,881百万円です。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,073,139百万円です。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,680百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は29,577百万円、延滞債権額は、664,547百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,334,844百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に129,459百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は1,224,938百万円、再貸付に供している有価証券は652,184百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは9,568,074百万円です。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,156,235百万円です。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は18,193百万円です。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は41,858百万円、延滞債権額は、599,885百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、16,906百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、535,770百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,093,143百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、14,108百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、299,492百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,007,724百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、16,126百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、458,234百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,116,105百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1,392</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>123,513</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>2,333,541</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>470,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,880,834</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,392</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金325,743百万円、有価証券7,194,890百万円及び貸出金4,240,605百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は955,701百万円、有価証券は6,289,389百万円であり、対応する売現先勘定は3,596,944百万円、債券貸借取引受入担保金は3,365,775百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,297,450百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	百万円		現金預け金	1,392	有価証券	123,513	貸出金	2,333,541	百万円		コールマネー	470,000	借入金	1,880,834	支払承諾	1,392	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1,124</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>605,316</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>205,446</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>600,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>203,218</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,124</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金155,346百万円、買入金銭債権649,736百万円、有価証券3,109,507百万円及び貸出金5,871,116百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,026,333百万円、有価証券は5,377,124百万円であり、対応する売現先勘定は2,948,214百万円、債券貸借取引受入担保金は2,981,067百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、51,947,306百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	百万円		現金預け金	1,124	有価証券	605,316	貸出金	205,446	百万円		コールマネー	600,000	借入金	203,218	支払承諾	1,124	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>預け金</td><td>1,257</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>574,335</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>788,942</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>570,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>787,579</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,257</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金235,615百万円、有価証券2,885,417百万円及び貸出金5,274,922百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は871,996百万円、有価証券は5,670,200百万円であり、対応する売現先勘定は3,179,360百万円、債券貸借取引受入担保金は3,168,141百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、51,776,417百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	百万円		預け金	1,257	有価証券	574,335	貸出金	788,942	百万円		コールマネー	570,000	借入金	787,579	支払承諾	1,257
百万円																																																		
現金預け金	1,392																																																	
有価証券	123,513																																																	
貸出金	2,333,541																																																	
百万円																																																		
コールマネー	470,000																																																	
借入金	1,880,834																																																	
支払承諾	1,392																																																	
百万円																																																		
現金預け金	1,124																																																	
有価証券	605,316																																																	
貸出金	205,446																																																	
百万円																																																		
コールマネー	600,000																																																	
借入金	203,218																																																	
支払承諾	1,124																																																	
百万円																																																		
預け金	1,257																																																	
有価証券	574,335																																																	
貸出金	788,942																																																	
百万円																																																		
コールマネー	570,000																																																	
借入金	787,579																																																	
支払承諾	1,257																																																	

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>9 有形固定資産の減価償却累計額 695,261百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 86,389百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,743,438百万円が含まれております。</p> <p>12 社債には、劣後特約付社債1,211,639百万円が含まれております。</p> <p>13 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 31百万円 金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>9 有形固定資産の減価償却累計額 673,212百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 84,646百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,766,736百万円が含まれております。</p> <p>12 社債には、劣後特約付社債1,314,676百万円が含まれております。</p> <p>13 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融商品取引責任準備金 31百万円 金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>9 有形固定資産の減価償却累計額 692,179百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 84,697百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,696,782百万円が含まれております。</p> <p>12 社債には、劣後特約付社債1,269,944百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">70,264百万円</p>	<p>15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,289,547百万円でありませ</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">6,468百万円</p> <p>15 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,453,551百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 「その他経常収益」には、株式等売却益18,131百万円及び貸出債権等の売却に係る利益6,484百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は次のとおりであります。 建物・動産 19,860百万円 その他 37,514百万円</p> <p>3 「その他経常費用」には、貸出金償却45,740百万円及び株式等償却15,474百万円を含んでおります。</p> <p>4 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益159,505百万円を含んでおります。</p> <p>5 「特別損失」には、システム統合に係る偶発損失引当金繰入額39,168百万円を含んでおります。</p>	<p>1 「その他経常収益」には、株式等売却益76,556百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産 22,422百万円 無形固定資産 35,436百万円</p> <p>3 「その他経常費用」には、貸出金償却71,454百万円、貸倒引当金繰入額64,250百万円及び株式等償却35,849百万円を含んでおります。</p>	<p>5 その他の特別損失は、システム統合に係る偶発損失引当金繰入額40,530百万円であります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
第一回第三種 優先株式		9,300		9,300	(注) 1
第一回第四種 優先株式		79,700		79,700	(注) 2
第一回第五種 優先株式		150,000		150,000	(注) 3
合計		239,000		239,000	

- (注) 1 第一回第三種優先株式の自己株式の増加9,300千株は、取得請求による増加であります。
2 第一回第四種優先株式の自己株式の増加79,700千株は、取得請求による増加であります。
3 第一回第五種優先株式の自己株式の増加150,000千株は、取得請求による増加であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
第一回第三種 優先株式	9,300			9,300	
第一回第四種 優先株式	79,700			79,700	
第一回第五種 優先株式	150,000			150,000	
合計	239,000			239,000	

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
第一回第三種 優先株式		9,300		9,300	(注) 1
第一回第四種 優先株式		79,700		79,700	(注) 2
第一回第五種 優先株式		150,000		150,000	(注) 3
合計		239,000		239,000	

- (注) 1 第一回第三種優先株式の自己株式の増加9,300千株は、取得請求による増加であります。
2 第一回第四種優先株式の自己株式の増加79,700千株は、取得請求による増加であります。
3 第一回第五種優先株式の自己株式の増加150,000千株は、取得請求による増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																						
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>170,006百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>129,680百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>299,686百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>89,505百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>48,002百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>137,507百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>80,501百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>81,677百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>162,179百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	有形固定資産	170,006百万円	無形固定資産	129,680百万円	合計	299,686百万円	有形固定資産	89,505百万円	無形固定資産	48,002百万円	合計	137,507百万円	有形固定資産	80,501百万円	無形固定資産	81,677百万円	合計	162,179百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>146,872百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>133,246百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>280,119百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>74,040百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>67,633百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>141,673百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>72,832百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>65,613百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>138,445百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	有形固定資産	146,872百万円	無形固定資産	133,246百万円	合計	280,119百万円	有形固定資産	74,040百万円	無形固定資産	67,633百万円	合計	141,673百万円	有形固定資産	72,832百万円	無形固定資産	65,613百万円	合計	138,445百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>159,661百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>131,347百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>291,008百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>81,886百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>57,782百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>139,669百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>77,774百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>73,564百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>151,339百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	その他の有形固定資産	159,661百万円	ソフトウェア	131,347百万円	合計	291,008百万円	その他の有形固定資産	81,886百万円	ソフトウェア	57,782百万円	合計	139,669百万円	その他の有形固定資産	77,774百万円	ソフトウェア	73,564百万円	合計	151,339百万円
有形固定資産	170,006百万円																																																							
無形固定資産	129,680百万円																																																							
合計	299,686百万円																																																							
有形固定資産	89,505百万円																																																							
無形固定資産	48,002百万円																																																							
合計	137,507百万円																																																							
有形固定資産	80,501百万円																																																							
無形固定資産	81,677百万円																																																							
合計	162,179百万円																																																							
有形固定資産	146,872百万円																																																							
無形固定資産	133,246百万円																																																							
合計	280,119百万円																																																							
有形固定資産	74,040百万円																																																							
無形固定資産	67,633百万円																																																							
合計	141,673百万円																																																							
有形固定資産	72,832百万円																																																							
無形固定資産	65,613百万円																																																							
合計	138,445百万円																																																							
その他の有形固定資産	159,661百万円																																																							
ソフトウェア	131,347百万円																																																							
合計	291,008百万円																																																							
その他の有形固定資産	81,886百万円																																																							
ソフトウェア	57,782百万円																																																							
合計	139,669百万円																																																							
その他の有形固定資産	77,774百万円																																																							
ソフトウェア	73,564百万円																																																							
合計	151,339百万円																																																							

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>44,028百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>120,539百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>164,568百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうち的主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>24,445百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>23,953百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>735百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>20,786百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>72,795百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>93,581百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>40百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70百万円</td></tr> </table> 	1年内	44,028百万円	1年超	120,539百万円	合計	164,568百万円	支払リース料	24,445百万円	減価償却費相当額	23,953百万円	支払利息相当額	735百万円	1年内	20,786百万円	1年超	72,795百万円	合計	93,581百万円	1年内	29百万円	1年超	40百万円	合計	70百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>41,151百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>99,652百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>140,803百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>23,332百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>22,663百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>624百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>21,137百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>64,730百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>85,868百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>40百万円</td></tr> </table> 	1年内	41,151百万円	1年超	99,652百万円	合計	140,803百万円	支払リース料	23,332百万円	減価償却費相当額	22,663百万円	支払利息相当額	624百万円	1年内	21,137百万円	1年超	64,730百万円	合計	85,868百万円	1年内	29百万円	1年超	11百万円	合計	40百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>42,720百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>111,065百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>153,786百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>48,506百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>47,344百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>1,419百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>22,626百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>70,966百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>93,593百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>33百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>63百万円</td></tr> </table> 	1年内	42,720百万円	1年超	111,065百万円	合計	153,786百万円	支払リース料	48,506百万円	減価償却費相当額	47,344百万円	支払利息相当額	1,419百万円	1年内	22,626百万円	1年超	70,966百万円	合計	93,593百万円	1年内	33百万円	1年超	29百万円	合計	63百万円
1年内	44,028百万円																																																																									
1年超	120,539百万円																																																																									
合計	164,568百万円																																																																									
支払リース料	24,445百万円																																																																									
減価償却費相当額	23,953百万円																																																																									
支払利息相当額	735百万円																																																																									
1年内	20,786百万円																																																																									
1年超	72,795百万円																																																																									
合計	93,581百万円																																																																									
1年内	29百万円																																																																									
1年超	40百万円																																																																									
合計	70百万円																																																																									
1年内	41,151百万円																																																																									
1年超	99,652百万円																																																																									
合計	140,803百万円																																																																									
支払リース料	23,332百万円																																																																									
減価償却費相当額	22,663百万円																																																																									
支払利息相当額	624百万円																																																																									
1年内	21,137百万円																																																																									
1年超	64,730百万円																																																																									
合計	85,868百万円																																																																									
1年内	29百万円																																																																									
1年超	11百万円																																																																									
合計	40百万円																																																																									
1年内	42,720百万円																																																																									
1年超	111,065百万円																																																																									
合計	153,786百万円																																																																									
支払リース料	48,506百万円																																																																									
減価償却費相当額	47,344百万円																																																																									
支払利息相当額	1,419百万円																																																																									
1年内	22,626百万円																																																																									
1年超	70,966百万円																																																																									
合計	93,593百万円																																																																									
1年内	33百万円																																																																									
1年超	29百万円																																																																									
合計	63百万円																																																																									

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	456,288	1,219,085	762,796
関連会社株式	45,260	99,574	54,314
合計	501,548	1,318,660	817,111

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	466,760	843,873	377,112
関連会社株式	67,913	85,005	17,091
合計	534,674	928,878	394,204

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	456,288	1,021,615	565,327
関連会社株式	45,260	102,505	57,245
合計	501,548	1,124,121	622,572

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当行は、平成18年11月20日開催の取締役会において、当行の子会社であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedの発行した優先出資証券計2,180億円が平成19年1月25日に償還されることに伴い、当行は同社からの劣後特約付借入計2,180億円を平成19年1月25日付で返済することについて決議いたしました。</p>	<p>1. 劣後特約付借入金の返済 当行は、平成19年11月21日開催の取締役会において、当行の子会社であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedの発行した優先出資証券計1,060億円が平成20年1月25日に償還されることに伴い、当行は同社からの劣後特約付借入計1,060億円を平成20年1月25日付で返済することについて決議いたしました。</p> <p>2. 劣後特約付借入金の借入 当行は、平成19年11月27日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当行の100%出資子会社BTMU Preferred Capital 6 Limitedを設立すること、また、当行は劣後特約付借入金として、同社の優先出資証券の発行代り金相当額の借入を決議し、平成19年12月13日に借り入れました。 なお、優先出資証券の概要は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等]の重要な後発事象に記載しております。</p>	

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月21日開催の取締役会において、第3期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金総額 298,877百万円

1株当たりの中間配当金

普通株式 28円83銭

第一回第二種優先株式 30円00銭

第一回第三種優先株式 7円95銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類及びその添付書類 平成19年4月10日 関東財務局長に提出
平成18年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。
- (2) 臨時報告書 平成19年5月23日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年5月28日 関東財務局長に提出
事業年度(第6期) (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
平成14年6月27日提出の第6期有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年5月28日 関東財務局長に提出
事業年度(第7期) (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
平成15年6月27日提出の第7期有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年5月28日 関東財務局長に提出
事業年度(第8期) (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
平成16年6月29日提出の第8期有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (6) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年5月28日 関東財務局長に提出
事業年度(第9期) (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
平成17年6月29日提出の第9期有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (7) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年5月28日 関東財務局長に提出
事業年度(第1期) (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
平成18年6月29日提出の第1期有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (8) 有価証券報告書及びその添付書類 平成19年6月28日 関東財務局長に提出
事業年度(第2期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
- (9) 発行登録追補書類及びその添付書類 平成19年7月24日 関東財務局長に提出
平成18年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。
- (10) 臨時報告書 平成19年8月29日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第2号(会社分割に伴う新株式発行の決議)
に基づく臨時報告書であります。
- (11) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年9月27日 関東財務局長に提出
事業年度(第1期) (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
平成18年6月29日提出の第1期有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (12) 発行登録追補書類及びその添付書類 平成19年10月11日 関東財務局長に提出
平成18年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。
- (13) 発行登録追補書類及びその添付書類 平成19年11月8日 関東財務局長に提出
平成18年2月13日提出の発行登録書の発行登録追補書類であります。

(14) 臨時報告書 平成19年12月13日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

(15) 訂正発行登録書 平成19年5月1日 関東財務局長に提出
平成19年5月23日
平成19年5月28日
平成19年6月28日
平成19年8月29日
平成19年10月1日
平成19年12月13日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	洋	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荻		茂 生	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園	生	裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	竹	新	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の間接連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 洋 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荻 茂 生 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

